

第九十八回 参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 下条進一郎君
理事 岡部 三郎君
高木 正明君
初村 滝一郎君
川村 清一君
鶴岡 洋君

委員 大城 眞順君
熊谷 太三郎君
田原 武雄君
中村 慎二君
村沢 牧君
藤原 房雄君
下田 京子君
伊藤 郁男君

国務大臣 農林水産大臣 金子 岩三君

政府委員 農林水産大臣官 角道 謙一君

農林水産省畜産 局長 石川 弘君

水産庁長官 松浦 昭君

事務局側 常任委員会専門 員 安達 正君

参考人 家畜改良事業団 顧問 阿部 猛夫君

千葉県畜産セン ター酪農試験場 長 多賀 貞二君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として家畜改良事業団顧問阿部猛夫君及び千葉県畜産センター酪農試験場多賀貞二君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人の方々に御出席を願っておりまして、御意見を承ることといたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、それぞれの御専門の立場からの御意見を伺いたいとして、自後の法案の審査の参考

にさせていただきますと存じます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきたいと存じますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べ願う時間は議事の都合上、お一人二十分程度とし、その順序は阿部参考人、多賀参考人といたします。

参考人との質疑は、委員からの質問にお答えをいただきますと存じます。

それでは、阿部参考人からお願いいたします。

阿部参考人。

○参考人(阿部猛夫君) 阿部でございます。

それでは、最初のお話をさせていただきます。一日ぐらいかかるところのお話を二十分でございますので、大分はしつた話にならざるを得ないと思っておりますが、その点はひとつあらかじめ御了承をいただきたいと思います。

早速本論に入りますけれども、その前に、順序をいまして、お話を三つに分けたいと思っております。

第一は、家畜の改良に関する多少歴史的なことと現状というお話を中心として申し上げます。

その、そういう発展の背後にありまして、その学問の進歩、それから技術の進歩というふうなものについて第二段でお話を申し上げます。

最後に、今回の家畜改良増殖法の改正につきましての意見を多少述べさせていただきます。

その順序でお話を申し上げます。

で、家畜改良というものにおきまして、その基本的な方法と申しますと、それは選抜でございます。

これは平たく申しますと、いい雄を探し、いい雌を探し、そしてそれを交配をしまして、つくり選抜とこの交配の繰り返しによって遺伝的

な改良が図られていくというのが基本的な事柄でございます。

たしましては、これは歴史的にいろいろありますけれども、最近の重要な問題として取り上げました場合には、その選抜のために能力検定というものをやる、たとえば泌乳能力検定とか、泌乳

でございます。これは当然乳牛でございますけれども、肉牛とか豚につきましては、産肉能力検定というふうなもの、あるいは場合によりましては、豚におきましては、たとえば産子検定と申しまして、子供の数がどれくらい生まれるか、そう

つては、あるいはそれをうまく母豚が育てる力があるかというふうな産子検定というふうなものもあるわけでございますが、そういう能力検定というものが主要な改良の武器でございます。

次に申し上げますことは、その改良の場合には、先ほど雄と雌をわけ合せと申しましたけれども、この改良におきまして、雄と雌の重要性というところから申しますと、雄が圧倒的な重要性を持っております。

と申しますのは、雄はたくさん雌に交配をできる、また実際にそういう形で行われている、一夫一婦性ではないわけでございます。

したがって、雄のよしあしというものが集団全体の改良に及ぼす影響は雌の場合よりずっと大きい。特に最近のように人工授精が普及いたしますと、その点は一層明瞭になってまいります。

したがって、改良というものにおきましては、古来雄の選抜というものが非常に重要視されてまいりました。

その選抜にはしばしば後代検定という方法が使われます。

この後代検定という言葉はちよつとわかりにくい言葉かもしれませんが、作物の方では次代というふうにも申します。

要するに次の世代ということ、つまり子供のことでござい

ます、平たく申しますと、要するに、ある一定の数の子供をとつてみて、本当にこの雄はいい子供を

生産してくれるかどうかということを確認めて——確かめるのは大変お金もかかる、多少の時間とかかる仕事でございますけれども、しかしそういうことをしてもいい雄が本場に見つかって、それを効率的に利用することによって改良には非常に大きなプラスになるという立場から、後代検定というものが雄については非常に重要視されるということでございます。そういうことから、欧米におきましては大体第二次大戦の終わるころまでには完全とはまいるまいけれども、かなり能力検定というものを基盤に置いた改良の体制というものがあるというわけでございます。翻って日本の場合には、多少その点おくれまして、戦後でございますが、昭和三十年代の後半からそのような能力検定による選抜というものの動きが官民の間ではつきりと出てまいった、いわばそういう能力検定による選抜の胎動期であった、あるいは黎明期であったということが言えるかと思えます。一々申し上げませんが、豚におきましても、肉牛におきましても、乳牛におきましても政府、国あるいは県というところいろいろの施策を講じたというところがございます。さらにそれが四十年代の後半に入つてまいりますと、かなり軌道に乗り始めまして、そして現在に及んでいるというふうに申し上げることができると思えます。たとえば乳牛におきましては乳牛の後代検定事業、これは予算上の名前はまだ別途大変ややこしい名前がついておりますけれども、要するに、乳牛の後代検定事業というふうなものが進められ、あるいは牛群検定事業、これは乳牛の雌の方の能力検定をどんどん進めるという事業でございます。それからまた、肉牛におきましては、これもいろいろあるわけでございますが、計画交配によりまして、そしていい雄牛を生産すると、そしてそれを直接検定なりあるいは後代検定にかけて選抜をするというふうな事業が進められ、さらに最近になりましては、いままでもどちらかというと各県ごとの改良体制で改良を進めてまいったものを全国的な視野で、各県でつくつたものの中

から全国的な視野でいいものを選んで、広く使つていただくという平準化——産肉能力平準化事業、大変ちよつとわかりにくい名前でございますが、趣旨は私がいま申し上げましたようなことでございます。そういう事業も出現を、出現と申し上げますが、発進をいたしておるわけでございます。そういうことで、昭和四十年代の後半からただいままで十年ちよつとを経過しておるわけでございますけれども、そういう意味での改良体制は一応の段階に達しているというふうには私は判断をいたしておるわけでございます。

さて、そういう進歩が改良事業におきましても、実際の改良の成果におきましても見られた背景には、実は学問の進歩というものと、それから技術革新というものがあつたことを忘れることはできないわけでございます。その技術革新の中には今回も話題にと申しますか、焦点になつておりますところの凍結精液の問題とかあるいは受精卵移植というふうなものが含まれるわけでございます。

まず、学問の進歩という意味では、いわゆる集団遺伝学というふうなものが発達をいたしまして、これがいろいろの能力検定方法ですとかあるいは後代検定方法とかいうふうなもの理論的な裏づけと、その発展を支える基盤になつてまいつたという経過がございます。これはこれ以上申しません。

それから次に、繁殖におきましますところの技術革新、一つが人工授精、特に牛の凍結精液でございます。それから第二番目といたしましては、受精卵移植、これも実態は牛にほぼ限られるわけでございますけれども、この受精卵移植という新しい技術の発展というものが見られたわけでございます。

それでは、まず人工授精、特に凍結精液というものが一体改良の姿と改良のやり方あるいは改良の体制とどういう形につながつたかと申しますと、これはすぐおわかりのように、昔、自然交尾の場合には雄が種つけできる範囲というのはごく

近隣に限られていた。それが人工授精、初めのうちはこれは液状精液で用いられたわけでございますけれども、その液状精液の段階にしまして、今度は雄のいわゆるサービスのできる範囲というのは大体少なくとも県単位に拡大をいたしました。それから、さらに凍結精液ということになりますと、これはもう一頭の雄の精液の供給範囲、種つけ範囲というものは全国にわたるわけでございます。九州でも北海道の牛の精液を使えるというような時代になつた。そのことは実は改良の立場から言いますとも刃の剣でございます。その全国的に流通する雄の精液がよいものであつた場合、

よい、非常に遺伝的にすぐれた牛の精液であつた場合にはその改良効果はまことに大きいものがある。ところが、逆にそれが不良遺伝子を持つものであつたりあるいは遺伝的に能力の低いものであつた場合にはどういふことになるかというところ、これは改良を阻害し、改良を停滞させるということになるわけでございます。つまり、雄のいいものを使うか悪いものを使うかということの影響というものは甚大だということになつてまいります。しかしながら、そこでそういうふうな雄といふもののサービスマンというものが全国範囲になつたということは、この事態を積極的に受けとめ積極的に利用することによりまして、改良といふものを全国一円を一つの牧場のごくした改良といふ、いわゆる全国組織の改良というものができるわけでございます。したがって、そういうことから全国規模の乳牛改良事業とかあるいは肉牛の先ほど申し上げました産肉能力平準化事業というように、全国を一つの対象あるいは全国を改良の場にした組織的な活動としての改良体制、そういうものができたわけでございます。これは日本だけじゃもちろんございません。先進国では全部そういう形になつておりまして、事実そういう全国組織の改良によりまして改良効率はきわめて上がつておるといふのが実態でございます。多少歴史的なことをちよつとつけ加えますと、昔はそ

の改良というのは個人ブリーダーの活動だけに頼つていた、個人ブリーダーの方々の創意工夫だけに頼つた改良体制であつたわけでございますが、いまや、もちろんブリーダーもたくさんいらつしやるわけですが、その他の酪農家もいらつしやる、こういうブリーダーの方々も全部巻き込んだ形で一つのナショナルベースの事業というものが改良事業はなつてまいつた、こういう改良体制の変革、これは非常に大きな変革でございます。それは何からきたかといふと、この凍結精液の普及ということがそれを可能にしたということが言えるわけでございます。と同時に、今度は凍結精液はもう一つ新しい問題を、あるいは新しい事態を生み出した。それは何かと申しますと、凍結精液の国際商品化という現象でございます。これはもう単に、先ほどは全国的に使われると申しましたけれども、全国的な範囲ではなく、これはグローバルに使われるということになつてまいつたわけでございます。そこにまた、一つのいわゆる世界的な規模での改良の考え方というものがまた生まれてくることになるわけでございます。それが凍結精液が改良体制をいかに変革することになつたかというお話でございます。

次に、受精卵移植でございます。受精卵移植という技術につきましては、先生方は御承知かと思ひますので詳しくは申し上げませんが、要するに、ある雌の体内から受精した卵を取り出しまして、それを別の雌牛の子宮に入れて着床をさせるというわけでございます。このことによりまして一頭の雌牛の子供が一頭、あるいは短期間にたくさんとれるということになるわけでございます。牛の場合ですと、通常は単体でございますから、一頭しか生まれません。それが何頭もとれるということになるわけでございます。こういう技術は一体何に役に立つのかと申しますと、いろいろな役立て方があるわけでございますが、非常に資源が限られた品種とか、あるいは入手が非常にむずかしい品種で、少ない頭数しかいないというものを急速にふやすという場合にはこの技術が

の改良というものは個人ブリーダーの活動だけに頼つていた、個人ブリーダーの方々の創意工夫だけに頼つた改良体制であつたわけでございますが、いまや、もちろんブリーダーもたくさんいらつしやるわけですが、その他の酪農家もいらつしやる、こういうブリーダーの方々も全部巻き込んだ形で一つのナショナルベースの事業というものが改良事業はなつてまいつた、こういう改良体制の変革、これは非常に大きな変革でございます。それは何からきたかといふと、この凍結精液の普及ということがそれを可能にしたということが言えるわけでございます。と同時に、今度は凍結精液はもう一つ新しい問題を、あるいは新しい事態を生み出した。それは何かと申しますと、凍結精液の国際商品化という現象でございます。これはもう単に、先ほどは全国的に使われると申しましたけれども、全国的な範囲ではなく、これはグローバルに使われるということになつてまいつたわけでございます。そこにまた、一つのいわゆる世界的な規模での改良の考え方というものがまた生まれてくることになるわけでございます。それが凍結精液が改良体制をいかに変革することになつたかというお話でございます。

非常に役に立つ。実はアメリカにおきまして最初
にこの受精卵移植というものが非常に発達しまし
て、企業化までされた場合の理由というのは、い
ま申し上げたことで、ヨーロッパからの肉牛が病
気の関係でごく数少なくしか入ってこなかった、
肉牛の改良熱がその当時アメリカではほうはいと
して上がっていた時期でございす。したがいま
して、シヤローとかリムジンとか、あるいはイ
タリアの品種ですけれどもキアナなんていうよ
うな、非常に数少なくしか入ってこなかった品種
につきましては、この受精卵移植で子供をうんと
ふやして用に供したという歴史があるわけでご
ざいす。

それから、次に第二といたしましては、優良な
雌牛の子を優良でない雌牛のおなかを通して増産
できるといふことでございす。これは当然改良
につながってくるわけですから、つまり雌につま
ましも選抜がいままでよりはるかに強くできると
いうことに、そういう可能性を生んでくるわけ
でございす。

それから、第三番目といたしましては、双子の
生産、計画的にあるいは人工的に、人為的に双子
の生産ができる。それは双子の生産のやり方につ
いてはいろいろありますけれども、たとえば牛の
子宮というのは人間の子宮と違ひまして、実は先
の方が二つに分かれております。それを子宮角と
申しますけれども、それぞれが二つあると
お考えただけでいいわけですから、それぞれ
の部屋に一つの卵を、二つになりますけれども、
も、それを着床させることによりまして双子を生
産するといふような方法もあります。そういうよ
うなことでは、これは質の改良というよりは、ど
ちらかと申しますと量的な増産ということの可能
性もひとつ秘めている技術でございす。

さらに、この受精卵移植に関連をいたします技
術としましては、凍結受精卵という技術、
受精卵の凍結技術でございすが、そういう技術
もございまして、これはもし御質問があれば少し
詳しく申し上げますけれども、国によりまして

は、もうかなりの程度確立した技術になっており
ます。これがまた精液の場合と同じように、一つ
の国際商品化をしつつあるといふことでございま
す。

それから、さらに受精卵の分割移植と、これは
最近新聞などにもちらほらと成功例が出ておりま
すが、全体といたしましてはまだ研究中と申しま
す。うか、まだ研究段階でその事柄が進行中と言
った方がよからうと思ひますが、受精卵の分割移
植といふようなことがございす。これは要する
に、遺伝的に全く同じ個体を二頭ないしあるいは
四頭、五頭といふふうに複数つくるといふ技術
でございす。

それから、今度は受精卵で性別の判定をする。
受精卵の非常に早い段階ですでに多少の細胞分裂
を起こしておりますけれども、その分裂した細胞
のうちわずかに取り出して染色体調べる
ことによつて性別を見きわめて、そしてそれをまた
これは雌であつた、あるいはこれは雄であるとい
うことを見きわめてから、必要なものは受精卵移
植でまた雌に入れてやるというふうな形でござい
ます。そういうことで、まだ将来の問題でござい
ますけれども、もしそういうことが非常に簡単に
しかも安価にできるといふことになれば、欲しい
性別だけを得られるといふことになりす。雄が欲
しければ雄だけ、雌が欲しければ雌だけ得られ
るといふようなことも可能になります。

それからもう一つは、体外受精でございす。
これも実はおとし、日本ではございせんけれ
ども、アメリカで初めて家畜におきましてはこの
体外受精がちゃんと分岐をした、誕生をするとい
ふところまでいってございす。しかし、これら
の技術は研究中であつて、ちらほら成功例が出て
いるといふふうな全体としては理解した方がよろ
しいかといふふうな存じます。
それから、少し話が戻りますが、受精卵移植技
術そのものはまず確立をいたしました。技術でござ
いますから、この後さらに改善が全く行われな
いといふことでございせんけれども、一応これは

確立といふことで普及の段階に入つていふとい
ふに理解をいたしてよろしいかといふふうな存
じてございす。

多少時間が長くなつたようでございますが、最
後に家畜改良増殖法につきまして申し上げさして
いただきます。

家畜改良増殖法は昭和二十五年の制定以来、三
十六年にまた改正がございましてたけれども、われ
われ改良に携わる者にとりましては一つの基本法
として支えになつてまいりました法律でございす。
今回、先ほど申し上げましたような新しいな新
しい進展に應じた改正を国の方でお考えになつて
おられるといふことでございす。その一つは、
受精卵移植の規制といふこと、もう一つは精液
の輸入に関するところでございすが、この受精卵
移植の規制につきましては、先ほど申し上げたよ
うに普及に入りつつある段階でございす。した
が、いまして、国内に関する限りいろいろ問題が現
実に起きていふといふふうなことは私も理解
しております。これは私どもも、これは私が
れば広がるほど必ずいろいろな問題、その取り扱
い等の不備から来る問題といふようなものが出て
くるであらうといふふうな考えられますので、問
題が起つてからではなく、早目に規制をなさ
る。規制といふのも決してこれは受精卵移植を
何と申しましうか、抑えよとかいふようなこと
ではないようでございますので、早目にきちつと
した形の規制をなさることについては私は賛成で
ございす。

それから次に、第二の精液輸入の問題でござ
いす。先ほど私は育種の方法として基本的な
のは選抜と交配であるといふふうな申し上げまし
たけれども、実はもう一つございす。それは何
かといふと、育種素材を、もちろんいいもの
を外から持ち込むといふ、それは導入育種とい
ふような言葉もございすけれども、導入をするとい
ふこと、この育種素材の導入と、それから自分
たちの集団の中の選抜、交配といふもの、これ
を巧みに使い分けることによりまして改良といふ

ものは進むわけでございます。今回、外国のいい
精液が輸入され得るといふことになりましたこと
のメリットはいま申し上げたところにあるわけ
でございす。その場合に反対の面につきまとう心
配は、今度は余り適当でないものが多量に流入す
るのではないかと心配も理論的にはつきまとう
わけでございますけれども、最近の情報化時
代、それから私も海外のいろんな家畜改良関係の
情勢を多少は存じておるわけでございますけれども、
も、正しいといふのは後代検定記録とかいふような
ものの情報といふものは各国ともきちつと整備し
ておりますし、それが正しい形で大政府なり
あるいは政府に近いような団体の力で公表をされ利
用されておりますので、したがいまして私ども
その正しい情報をわれわれの農家に与える手だて
はあるわけでございますので、大勢におきまし
ては不適当なものが多量に流入して困るといふこ
とはないだらうといふふうな判断をいたしてござ
いす。ただし、この点につきましては、国と
か県とかあるいはまた団体等が万全を期しまして
やはり人工授精師や酪農家の方々の指導には力を
いたすといふ必要は十分あるかと思つてござ
いす。

それからさらに、これは特に私の希望として御
理解をいたしておきたい点は、いま申しした
ように、さしあつた問題として、そんなに私
は心配する問題はなからうとこの点について思つ
ておりますけれども、ただこういうことはあるわ
けでございす。それは将来の問題でござい
も、外国の精液につきまして門戸を開放したとい
う以上は、これは今後外国との実力勝負といふ
ことになつてくるわけですから、したがいまして、わ
れわれとしても決してうかうかとはしてはなら
ないといふことは十分に心にためなければなら
ないことであらうかといふふうな思ひます。したが
いまして、やはりわれわれ自身の改良体制といふ
ものをしかとこの段階でまた十分に見直して一層強
化をしてまいる必要があるのではないかといふ
うに存じてございす。つまり、多少具体的に申し

上げますと、いろいろな家畜の場合があります。たとえば乳牛の場合で申しますと、これは諸外国どこでもしっかりとやっておりますように、やはり雌の能力検定というものをとつて広範囲にしかもしっかりとやつて、そしてそのデータを利用することによっていい雄を選んでそしてそれを凍結精液で広く利用をしまつていくということでございます。そういうふうな配慮を十分に今後持たなければならぬだろうというふうに存じております。

大変時間を超過いたしましたしわけございませんでした。これで私の話を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。次に、多賀参考人をお願いいたします。多賀参考人。

○参考人多賀貞三君 多賀でございます。このような場所に出席するのは初めてでございますので、よろしく願ひいたします。

話の内容を三つに分類させていただきます。一つは、千葉県における家畜改良増殖上の受精卵の位置づけにつきまして、それから二つは、千葉県の受精卵移植の現状などについて、それから三番目に、受精卵移植の技術の展望につきまして、三つに分けてお話を進めさせていただきます。

まず最初に、千葉県におきます受精卵移植の位置づけでございます。

受精卵移植の利用目的につきまして主に二つを挙げてみます。その一つは、本県の場合北海道に次ぎます酪農県でございます。能力の高い牛を、いわゆる採卵用、卵をとる牛に使ひまして、それから採取した受精卵を活用いたしましていわゆる家畜改良のスピード化を図る、これが一点でございます。それからもう一つといたしましては、本県の場合肉専用種でございますいわゆる黒毛和種の資源がきわめて少ないわけでございます。この黒毛和種の雌牛から受精卵を取り出しまして、能力の低い乳用牛を利用いたしまして優良な肉用牛

の生産を図るとともに、先ほど阿部参考人さんの話の中にありました双子生産等もあわせて活用いたしまして、肉用牛の増殖を図ろう、この二点を挙げさせていただきます。このために受精卵移植技術は画期的な技術でございます。今後の改良増殖にとりまして不可欠なものと判断しておるわけでございます。現在これが実用化のために鋭意努力中でございます。

二番目に、千葉県におきます受精卵移植の現状などについて申し上げます。

本県では、昭和四十五年から受精卵移植技術関係の試験研究に着手してございます。特に農林水産省畜産試験場の御指導を得て実用化を図るべく推進してまいりました。

その試験研究の経緯について若干申し上げてみたいと存じます。昭和四十五年から四十九年までは県の単独事業といたしまして牛の人工妊娠技術、受精卵移植と同じでございますが、人工妊娠技術、受精卵移植と同一でございますが、人工妊娠技術という名称でその実証試験という形を行ひました。これは研究の当初でございます。どういふふうな卵をとつたらいいか、またそのとつた卵をどういふふうな手法で雌牛の中に入れたらいいか、そういうことを当初の開発技術ということで理論的なものを含めまして研究を進めたわけでございます。それから五十年から五十四年までは国の委託試験といたしまして、受精卵移植による多胎技術——多胎技術と申しますのは胎児が多いというふうに書きまして、子供を数多くとるといふ、理論的には可能であろうということで、これを行つたわけでございます。それから五十五年から五十七年まで国の助成研究ということで、牛の人工妊娠技術の簡易化——簡易化ということ、要するに、当初は諸外国でも腹を切つて外科的にやつたという例が数多いわけでございますが、それでは非常に大変だということで、もう少し簡略化できないかと、外科的でなく非外科的に、牛の場合、体が大きいのですから人間の手が入ります。たとえば、ちよつとびろな話でございますが、直腸から手を入れますとすぐその下に子

宮がさわれます。これはある程度技術がなければできないわけでございますけれども、技術を習得すれば……まあそういうことで、子宮の頸管から入れれば手術や何かしなくてもできるんじゃないかというところでその簡易化に取り組んだわけでございます。

この試験研究機関のちよつと成績につきまして申し上げたいと思ひます。

卵をとる方に関しましてでございますが、卵を多くとるためにホルモンを注射します。これは処置でございますけれども、このホルモンを処置しました牛が百六頭あります。それからとれた卵は三百九十四個でございます。一頭当たり平均三・七個をとつております。なお、これは通常の場合是一個しか出ないわけでございます。これは人の方も同じでございます。そのとつた卵の移植につきましては五十五頭の実施したわけでございます。このうち妊娠したものは十八頭でございます。その割合は三二・七％でございます。

続きまして、五十七年度から国の補助事業といたしまして本県が実施しております受精卵移植技術の利用促進事業について若干その取り組みにつきまして触れさせていただきます。

これは、取り組みにつきましてはメーンセンターとサブセンターに分けて実施いたしております。メーンセンターにつきましては私も酪農試験場で担当しております。この作業内容といたしましては、受精卵をとるために排卵の先ほど申し上げましたホルモンを処置いたします。この排卵誘起剤といいますか、排卵誘起につきましては若干ちよつと申し上げますが、牛は人間と同様に通常卵は一個でございます。失礼でございますが、人間の五つ子の例がありますように、卵をたくさん出しますようにいわれるホルモンを注射しまして誘導するわけでございます。こういう誘導の言葉を排卵誘起の処置というやうな、いわゆる多排卵という表現を使ひます。そういうやうな仕事をいたしました。採卵までメーンセンターで行ひまして、その検査、それからストローの中に受

精卵を——ストローと申しましたら、よくジュースや何か飲むあのストローと若干質は違ひますけれども、〇・二五ミリの太さで約長さが十五センチくらいのもストローの中に封入いたします。サブセンターの方としましては、千葉県の場合、千葉県農業共済連の家畜診療所三カ所をお願いしてございます。その作業内容につきましては、メーンセンターでとりました受精卵を現地に持つていきまして融解いたしまして雌牛の方に移植するといふ作業を行つております。それぞれ担当技術者としております。特にこの関連作業は、卵の品質保持ということである程度手早く行わなければなりませんというところで、獣医師と人工授精師がペアを組んだやうな形で作業を現在進めております。

この五十七年度の実績といたしましては、黒毛和種から卵をとるということで、この黒毛和種十五頭を使いましてそれから百八個の卵をとつております。一頭平均七・二個でございます。これは先ほどの試験研究の時期の三・七個に比較しますと大変向上した成績となっております。ある程度技術的にも定着したやうな感じのところはございます。次に、卵を移植した方でございます。これはホルスタインのいわゆる乳用種に注入しまして、五十四頭を使ったわけでございますが、現在妊娠の確認ができてゐるのは四頭でございます。まだそのほかは移植後日浅いものでございまして、その辺につきましては妊娠未確認ということになります。

次に、受精卵の凍結技術。これはいままでの卵をとりましたらすぐ雌牛の方に注入したと、移植したということでございまして、今度はそのとつた卵を現在やつております精液のように凍結するといふお話を若干させていただきます。

先ほど申し上げましたように、現在とり出した卵を直ちに注入してゐるわけでございますけれども、品質の確保と長時間の輸送の問題、また実用化に対応するためには受精卵を保存して、受精を受ける牛の需要に応じていつでも受精卵を出せ

るような対応をしなければならぬと思います。この保存という技術の中で凍結という問題が出てくるわけでございます。私も酪農試験場では凍結、いわゆるそれを凍結卵と申しますが、凍結卵の製造に当たりましては液体窒素を使っております。液体窒素は温度はマイナスの百九十六度Cでございます。ですからその中に入れますと半永久的にもつたろうと。現在凍結精液の方ではそれを実行しているわけでございます。それと同じ形式をとっていただくと……この凍結卵の移植実績をいたしましては十九頭の雌牛に移植いたしまして三頭が妊娠しております。

次に、肉用牛の関係について若干触れさせていただきます。肉用牛につきましては、先ほど申し上げましたように千葉県の場合非常に数が少ないわけでございますが、現実にはその黒毛和種の需要も相当多いわけでございます。そのために、千葉県として、先進地から、関西、九州の方から黒毛和種を導入していただくわけでございますが、今後はこの受胎卵移植の実用化ということで、この肉資源、特に黒毛和種の増殖にこの受胎卵移植の手法を生かしていきたい、すこぶる効果的ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

次に、三番目の、受胎卵移植技術の展望について若干触れさせていただきます。受胎卵移植技術は、いわゆる新しい技術ということ現在では言われているわけで、これは当然のことでございます。しかし、昨今の研究体制、いわゆる情報化時代、こういう背景の中で、この技術の実用化につきましては、早い時期に訪れてくるんではなからうか。この問題につきましては、量的にはどの程度ということは推計できないわけでございますが、非常に早い時期にいずれにしろいまの研究体制の中では実用化の時代が来るであろうというふうに考えております。

そこで、この技術を行う技術者の関係でございますが、受胎卵は〇・二ミリというような微小な生命体でございます。そのため、品質を損わない

ような取り扱いをしなければなりませんし、その取り扱いにつきましては、ある程度高度の技術が要求されるわけでございます。また、丁寧かつ慎重にいわゆる子宮等の中に入れる。若干の器具も使いますので、丁寧に取り扱わなくてはならないわけでございます。これに従事する技術者は、それに伴う適確な知識を有していなければならぬと思います。その技術の習得は非常に重要な問題ではなからうかと思っております。

それから、今後の受胎卵移植技術の普及でございます。先ほど若干申し上げましたんですが、この実用化、普及がどのような速度で、また量的にどの程度に普及するか、現状でちよつと推計することは困難であらうと思っております。しかしながら、二十五年前に牛の人工授精の精液がいわゆる液状から凍結精液に移行したその時点の技術革新を振り返ってみますと、その当時はある程度の時間を要しましたが、現在の技術開発の速度というものにつきましては、社会文化上、種々の条件が飛躍的に進歩向上しております。そういう今日でございます。受胎卵移植におきまして種々の技術的な課題はまだ残されてはおります。しかし、この解決は早期になされるんではなからうかというふうに考えておまして、普及上における受胎卵移植時代、こういうものは急速に到来するのではなからうかと思っております。

終わりになりますけれど、今回の法律改正によりまして、受胎卵移植についていわゆる制度化されるということでございますが、この件につきましては、私もこれにタッチする技術者といいたしまして非常に時宜を得た適切なことではなからうかというふうに考えております。以上をもちまして、はなはだ難儀でございますが、私のお話にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

す。それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。○高木正明君 簡単に話を聞いても、ちよつと専門的でありまして、どんなことを聞いていいか、実は正直言つていまの話だけでは私もよくわかりませんが、しかし、受胎卵移植技術が畜産振興の基礎である家畜改良増殖に大変画期的なものであつて、またすぐれた有用なものであるということだけはとおおよそ見当がつくのであります。

そこで、時間もありませんから、両参考人にお尋ねをいたしますが、とりあえず阿部参考人にお尋ねをしてみたいと思つて、先ほどのお話の中で、受胎卵について新しい技術があるということのお話でありましたが、この受胎卵移植に関連した技術についてこれから先どのような展望があるのか、簡単に一言お願いしたいこと、もう一つは、わが国ではそんなに歴史が古くないようなお話でありましたが、お話の中で、アメリカでこれが盛んに発達した、その発達した理由も、ヨーロッパから牛が入らなくなつたから必然的にやつたという話も聞きました。それで、諸外国の研究開発の状況はどのようなことになつておるのか、この二点。

それから、多賀参考人に一点だけ伺いたしますが、家畜受胎卵の移植が普及するに当たつては、たとえば農家の実施依頼に速やかに対応し得るようしつかりした技術者を養成することが私は大事だと思うのですが、技術者の養成に当たつてどのような点にポイントを置いたらいいのか。これは多賀参考人の御自身の経験も踏まえて一言お聞かせいただきたいと思います。

以上であります。○参考人(阿部猛夫君) 二つの御質問がございましたけれども、簡単な方から先にお答えをさせていただきます。つまり、海外で家畜受胎卵移植の研究あるいは実施がどうなつてい

という方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、受胎卵移植の技術というものは、それ自身いたしましては普及段階に入つております。したがって、最近の情勢では、外国では、もちろんその進み方の度合いはいろいろございますけれども、一般的に申しましてかなり実際に使われるようになってい

いうことが申し上げられるわけでございます。で、先ほど申し上げましたように、やはり北米、特にアメリカにおきます発展と申しますか、利用と申しますか、それが最大でございます。これは一九八一年の、つまりおとしの数字でございますけれども、アメリカでは三万頭以上の子供がこの受胎卵移植によつて分娩をしてい

いうことでございます。これは分娩頭数でございます。それから、実際に移植をした数はこれの倍近いというふうに考えてよろしいというふうに存じます。アメリカが筆頭でございますけれども、その次に、多少数字を申し上げますと、三万頭以上がいます。アメリカで、それから次に二万頭から五千頭が受胎卵移植で生まれてい

た。たとえばカナダ、イギリス、フランス、それからオーストラリアというようないくつかの国は、それから、そのあと、もつと少ないのも一応申し上げてみますと、たとえば西ドイツとかベルギーとか、それからアルゼンチン、グアテマラというよう

げましたが、いずれも受精卵移植の周辺を取り巻くや非常に新しい技術でございます。それらにつきましては、この凍結受精卵の問題につきましましては、多賀参考人から多少の御説明がございましたので省略させていただきます。これは先ほど、受精卵の分割移植というものは、これは先ほど申し上げましたように、まだいわゆる研究段階でございまして成功が報告されておるといふ状況でございます。これにつきましては、比較的最近でございますけれども、北海道のある事業体の農場におきまして卵を分割をいたす。この卵の分割というのものが、多少説明をいたしますと、長つたらしいので省略させていただきます。中々細胞分裂を起しまして幾つかの、だんだん一つのものが二つになり、二つのものが四つになりというように細胞分裂をしていくわけでございますけれども、大体十六から三十二ぐらいの、それを、その状態を桑実期に申しますけれども、そういう時期の卵を半分に分けて、それぞれ一つの卵として着床をさせるという技術でございます。この分割の方法も実は二つ、三つ違つた方法がございます。これ一々申し上げていると大変長い話になりますからいたしませんけれども、そういうような技術でございます。これも日本での成功した例は、最近の例が大変目立つ例でございますけれども、一カ所で成功いたしました、恐らくこれからは日本でもあちこちで成功が報告をされていくようになるかというふうに思います。これは期待をしております。これはあちこちの大学あるいは研究所等々でいろいろ研究をやっております。報告も毎日のようにいろいろと成功例、不成功例が出てくるという状況でございます。それから、受精卵の性別判定の問題でございます。これも、これは先ほどちょっとお話の中で申し上げましたように、分裂をしてふた細胞の中から一部を取り出して、染色体を調べることによりまして、雄か雌かの判定ができるという

ことでございます。そういう研究、この研究もかなり前からやっております。成功例はもうろくに言いますと、その細胞を取り出してその染色体を調べるといふのは、かなり現実の問題といはしましては、だれでも簡単にできるものではないという点がございまして、これは将来の問題でございますけれども、普及の段階までいくにはかなり時間がかかるんではないかというふうな思っております。研究それ自体も技術として定着というところまではいかない。どちらかというと、名人芸的な成功の仕方をしていこうというふうな理解をいたしたらよろしいかというふうな存じております。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。

○参考人(多賀貞二君) お答えいたします。技術者の養成ということでございますけれども、これは非常に大事なことでございます。基本的には獣医師の場合は臨床経験もございまして、この技術の習得は反復実習という形で容易であるかと存じます。しかし、一般の人と申しますか、少なくともこれは家畜人工授精師の知識と経験と申しますか、こういうものを持つた人にさらけさせる必要があるかと思つております。特に実習のトレーニングが必要だと思つております。

それから、本県におきまして技術者の養成につきまして若干触れさせていただきます。これは県内の福島県の種畜牧場の研修、それから大学におきまして研修、長期研修等を含まして技術の習得をさせておまして、それぞれの人が持ち返つて研さんし合うという形式をとっております。それから、県内の民間団体におきましては、県の職員関係が、先ほどの習得した技術者が講師という形になって進めるわけでございますが、こ

れは三つのステージに分けてまして、まず第一にスライドによりまして理論と実技の研修、それから二番目にステーションといひますか、場におきましての実習でございます。それから三番目に現地に参りまして実習を行うと、この三つのステージに分けて現在行っております。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。

○川村清一君 大変専門的な立場からいろいろお話を聞かせていただきましたが大変勉強になりました。たことをまずお礼を申し上げたいと存じます。

お二人に参りまして、二、三お尋ねしたいんですが、どの先生にお尋ねした方が適當なのかよくわかりませんので、私はただ問題を提起いたしますので、適當にお二人の先生で選択されて御答を願いたいと思つております。

問題は、私たちは政治家でございますから、政治的な立場で一応これは考えなければならぬんですが、確かにこの受精卵移植というものが今日までいろいろ試験研究、実験した結果、これはもう成功している、大丈夫である、普及して差し控えないものである、こういうような御見解。そこで、農林水産省としましてその上に立つて今度は法制化される、制度化されるわけでありまして、制度化されるということになるわけですが、これは一般の酪農家あるいは一般の肉牛生産家がその方法をとり入れるということになるわけ、今度は大学の研究室あるいは試験場で研究しているのと違ひまして、これは失敗を許さないことなんでありまして、やっぱりそれをやっていたら生産者にしましては、その受精卵を移植した以上は必ず子供が生まれてくれなければ、これはやっぱり経済的にも問題が起きるわけでありまして、失敗は許されません。

そういう立場で、先生方はもう心配ない、こ

うおつしやっておりますが、私も二、三の先生方にお聞きしましたところが、これは実験の段階を超えて制度化することはまだちょっと問題があるんではないだろうか、時期尚早ではないかといったような御意見等も聞いておるのでありますが、そういう点については心配がないかどうかといったようなことについてひとつ確信を持つて教えていただきたいと思つております。法案審議に当たりましてややっぱりこれは重要なものを判断する基礎になりますので、ひとつお願いをいたしたいと思つております。

それから、私は出身地が北海道の日高でございます。私の町には浦河の種畜牧場があり、また静内町には静内の種畜牧場がありまして、そこではやっぱり種畜場がございまして、その種畜の精液を採取して、これを凍結して全国に配つておると、こういうような実態でございます。

そこで、二、三の種畜牧場では種牛のりっぱな牛を見て、いやあ牛にもこんなりっぱな牛がいるのかという驚いた経験はあるのですが、そしてそれは精液をその牛から採取して、そして全国に配つておるといふ話は聞きました。受精卵の研究をしておるといふようなことは、これは大分前の話です。聞きもしておらなかったわけ、今回初めてこういうふうなことになるというところを知りました。なるほどずいぶん技術が進歩したものだと思つて驚いておるわけですが、もともと人間の世界にもそういうような状態が出てきておるのですから、ましてこういう家畜の世界には出てくるのは当然だと思つております。

そこで、お尋ねしたいのは、この人工授精による受精率、これは一体何%ぐらいのものなのか。それから受精卵をとつてこれを雌牛の子宮に移植いたしまして、これは受胎しているのだから受胎率ということでない、それが今度は子供になつて生まれてくるわけですが、これが成功率はどのくらいあるのか。その雌牛の子宮に移植したものは必ず生まれてくるのかどうかというところが一つ、これは技術的な問題です。

もう一点は、優秀な雄牛から精液をとつて優秀な雌牛にその精液を注入いたしまして、そこで受精卵をつくつてとるわけですが、その受精卵とい

うのは何個ぐらいできるのか。先ほどの北大あたりで研究しているやつはまだこれからの問題で、それは一つのを何か分割するんですから、私は分割することを言っているのではなくて、いわゆるホルモン注射をいたしまして、人間でも四つ子だとか五つ子を産んだお母さんにはホルモン剤ですね、卵子をたくさん排出するような、そういう作用の薬を注射しておいて卵をたくさん持つて、そこへ精子を打って受精するというものになるわけですが、一体この受精卵というのは幾つぐらいが普通できるのか。それで、仮に五つできたとしますか、五つできたとしたならば五つを取り上げて、その五つが全部それは優秀なのか。今度は雌牛の子宮にそれを移植して完全にそれが着床する、その着床する率はどの程度か。ということ、先ほど言いました人工移植と受精卵移植とを比べての効率なんです、効率はどっちが高いのかどうかということをお伺いしておきたいと思うわけでありませう。

それから、精液を輸入する、それから受精卵を輸入する、こういうことが今度発展していきますという、普及していきますと、将来人工移植というものはこれはなくなるのかということがちょっと考えられると思うのですが、その点はどうなのか。もう全部外国から優秀な精液を輸入する、あるいは受精卵を輸入する、そうして雌牛にそれを移植していくということになると人工移植の要がなくなるような——人工移植というのは日本です。日本の種牛というものが要らなくなるのかどうか。

それから、日本の現在種畜牧場なんかにいる種牛は非常に優秀な牛ですが、これは生体輸入で外国から輸入してくるのですが、生体輸入といったようなことはこれは効率が悪いから今後これはなくなるのかどうか。そういうようなこともちょっとお聞かせいただきたいと思うわけでありませう。それから、先ほど多賀参考人が申されたこと、その中に、私、間違つて聞いたんだったらちよつとあれしますが、何か黒和牛——和牛の優秀な雄と雌

との間に受精卵をつくつた。その受精卵を今度は乳用牛、これはホルスタインかどうか、肉用牛ではないですね、乳牛の子宮にそれを注入して、そして子宮に着床させまして、そして今度は乳牛の腹から出てくるわけですね。結局腹だけ借りたわけだ。こういうような方法を何か千葉県でやられたというふうには私は受け取ったのですが、そういうことは将来ともやっていくのですか。これは別段人間の世界じゃないですから道徳的にどうかへちまだけ借りてあと産むといつた、受精卵そのものがそうですからいいんですけれども、今度は和牛と乳牛ですから、和牛の子を乳牛の腹を借りて出してくるといったようなことにはちょっと疑問があるんですが、この辺は技術的にはできると思うのですが、将来ともそういうことをやるのかどうか、この辺についてちよつとお聞かせいただきたいと思うのです。

以上でございます。

○参考人(多賀貞二君) 答え申し上げます。まず最初に、現在の人工授精におきます受胎率の問題でございますが、これにつきましては、牛はまず、御案内かと存じますが、発情が参りましたときに交配、種つけということをやるわけでございますが、もし第一回目の発情のときにとまらなかつた場合には、その後二十日たちますとまた発情が来ます。とまらなかつたというのは受胎しなかつた場合ですね。とまらなかつた場合は、その次発情が来ます。またそのときに交配してとまらなかつたら、その次約二十日後に、約二十日ないし二十三日の性周期で回つておきます。それで、まず第一回目の発情のときに注入いたしますのは、受胎いたしますのは、大ざっぱに申し上げまして恐縮なんです、約五九%から六〇%くらいでございます。このときに六十頭とまりましたと。その次に二回目には発情しましたのが四十頭残っているわけですね。その四十頭の中で約十五頭

ぐらい受胎します。そうしますと四十頭のうち十五頭ないし二十頭と申しますか、わかりやすく二十頭程度、余り細かく小数点以下になりますので、そういう言い方をさせていただきます。二十頭と申します。その時点で二〇%、それから最後に三回目、これ三回目まででとまらないのはもう病気がというふうなことを考へてよろしいのじゃないかと。ですから、六〇、二〇、その次に一〇ということで、約九〇%全体、三回目くらいには受胎します。あとの一〇%近くは病気がとか、その発情の時期の問題とか、飼養管理の失宜等いろいろあるかと思ひます。ですが、中には一年ぐらいたまらないうちもあります。これは人間の方を想定していただければある程度連想がつくかとは思ひますけれども、全般的に九〇%はとまらうかと思ひます。

それから、次の方へ移らしていただきますと、五番目に御質問いただきました和牛のことですが、おっしゃられましたことと私の申し上げましたのは同じようなことでございまして、ここへ和牛の雄がおります。ここへ雌がおります。この雌に発情が来ます。これに和牛の雄の種を授精します。それから七日ぐらいたちまして、この中へ手を入れます子宮の中といひますか、そこへ落ちてきました受精卵を取り出します。取り出してこちらの方のホルスタインの、どちらかといへばホルスタインでも余り能力の高くない牛にこの卵を移植します。子宮の中へ入れてあげます。そうしますと、そこで生まれるわけでございます。これを将来的にも行うかということでございますが、千葉県の場合、先ほど申し上げましたように、非常に肉専用種の和牛が少ないわけでございます。かつ需要も多いわけでございます。ですから、千葉県はこの技術を十分活用いたしていただいて、そういうものを生産振興する、すなわちそれはひいては肉用牛農家の経営安定、それからまた消費者のニーズにもこたえ得るものではないかというふうなことに理解しております。

○参考人(阿部猛夫君) この受精卵移植技術につきまして、いろいろ技術そのものについての御懸念という、あるいはもつと具体的にその成功率というふうなものはどうかという御質問だったと理解をいたします。それで、技術の確立は大丈夫かというこの具体的な内容といたしまして、現在もちろん個々別々のところでの成績はいろいろと違つてございまして、世界的大勢といたしまして大体この辺が一つの現在の技術の標準ではなからうかというところを、多少大胆な言い方にならうかと思ひますけれども、申し上げてみたいと思ひます。

確かに先生の御質問のように、私も人にもこの問題をお話しするとき多少みずから抵抗を感じますのは、人に非常に短くお話しするときは、多排卵を誘起させて一遍にたくさん卵をとつて、それを別の雌につけるんですというお話をいたします。一番手つ取り早く申すために、そうしますと、お聞きになられた方は、そうすると、その多排卵でたくさん出た卵が全部着床をして全部生まれてくるというふうな、それはこつちは申してはいないんですけれども、そういうふうな当然印象でお受けになるということがございまして、私も多少その点はもう少し正確にいろいろお話をするとときにはしなけれならぬというところは考へておるわけでございます。

で、前置きが長くなりましたけれども、まず多賀参考人からお聞きになられましたように、一番初めの手順は多排卵をさせることでございます。ホルモンをやりまして多排卵をいたします。そのときに、それじゃ、多排卵と言つけれども、一体どのぐらいの数が多排されるのかということでございますけれども、これはもちろん牛の状態によりまして、あるいはまた使うホルモンによりまして変わりますけれども、十個ないし二十個というふうな考へてよからうかと思ひます。そうすると、平均すると十五卵と、十五卵が多排をされたというふうなまあ仮定をいたします。それでは、その十五排卵をされたものが全部回収できるのか

という、必ずしもそうではございません。大体〇・七、つまり七〇％が平均的な数字として回収をされるというふうな考えてよろしいかと存じます。なぜそういうことになるかと申しますと、ちよつとややこしい話になりますが、いまのその開腹手術をしないという方法では子宮におりてきたものしか回収できないわけでございます。卵が十か二十ありますと、一列横隊で全部子宮におりてくるわけではございません。次々にぼつと子宮におりてくるわけでございますから、その最初の方が子宮におりてきたときには、まだ残りのものは卵管に残っているというところでございます。したがって、子宮洗浄という方法でいま取り出しているわけでございます。卵管にどうして多少は残つてしまつたということが一つと、それからあとは技術の問題でございます。微鏡下で見まして卵を見つけるわけでございますから、まれには見損なつて捕捉できないという場合もございます。そういうフアクターを考慮いたしまして大体七割が回収率というふうな考えてよろしいかと思ひます。そういういたしますと、大ざっぱな数字ですが、十五の卵のうちの七割が回収されると考えますと、十卵が回収されたということになります。

それでは、回収された卵はそのまま全部移植に使えるかと申しますと、実はそうではございません。中にはいろいろな原因がございます。実は受精をしているのですが受精してないものとか、あるいは受精はしているけれども、卵の分割の程度がまだ少なかつたり、つまり胚として発育段階が早過ぎたり、それからまた今度は進み過ぎたりというようなものがあったり、あるいは中には変性を起こしているというようなものもあつたりいたします。そうしますと、この検査ということをして、卵の検査、採取した上でこの検査と申します。卵の検査、これは非常に重要でございまして、そういう、その正常でない卵をはじかにやならぬわけです。そのはじかれる卵がどれぐ

らしい割合であるかと申しますと、大体三〇％ぐらい、三分の一ぐらいは使えない卵があるということになります。ですから、使える卵は逆に言うと七割ということになります。そうすると十卵回収されたものの中で正常に使えるものが七つということになるかと思ひます。さて、それをそれでは今度は移植をいたすわけでございます。そうすると移植の成功率は一体どれだけの、成功率を受胎ということでは考えますと受胎率になるわけですが、これが現在のところでは大体六〇％というふうな考えられます。六〇％、そうしますと七卵を移植をいたしまして、そのうち六割が受胎をするわけですから、四卵が受胎をいたすというふうな考えてよろしいかと思ひます。受胎後は特別のことがなければこれは一応分娩までいけるというふうな考えてよろしいかと思ひます。ただ、特殊なやり方をする、たとえば一つの子宮角に二つわざわざ入れる、つまりたくさん子供を一通に、双子をとつたり、あるいはもつと、三つ子、四つ子をとつたりなどと思ひまして、一つの子宮角に二つ入れたらどうかと思ひますと、流産の例が多くなるというふうなこともあります。通常のやり方でございます。大体一応は生まれてくるというふうな考えてよろしいかと思ひます。そうしますと、大体いまのお話で申し上げますと、一回の処置から出てくる卵で四頭生まれるということに相なるわけでございます。それで、それならばその雌については、それぞれその卵をとることはできないのかと申しますと、そうではございません。何回もとれるわけでございます。ただ、何回もとれると申しても、それを余り頻りにやりますと、これは体の方の機能がついてまいりませんので、だんだん排卵数が落ちてくる、あるいはまた未熟の卵が排卵されてくる、こういうようなことにもなりますので、これについてはいろいろ説もありまふけれども、やはり年にせいぜい、五回と言ふ人もありますけれども、私は四回ぐら

いかと思ひますので、仮にいま四回という数字をとりまして、一回に四つ、それで四回というふうになれば十六頭の子供が受胎をする、そんなふうな大変平均的なお話でございます。それからなおこの際、ついでに申し上げますがあれですけれども、それじゃいまだ申し上げましたような数字で、日本全国どこでも大体いつているのかというふうにお考えになられるとちよつと困りますんで申し上げておきますと、これはやはり熟練した人たちが、たとえ日本でも申しますと、北海道の種畜牧場、あれは日高でやつておるわけでございます。最近には福島でも始めておるわけでございます。そういうふうな種畜牧場には大変優秀な技術者がおりましてやつておるわけでございます。そういう方々が今度県の方々にいろいろ御指導申し上げ、またその県の方々がまた必要とところに御指導するといふ段階になりますと、これはまだいま私が申し上げたような数字に至るまでにはこれは一つのタイムラグがどうしてもあるかと思ひますので、その点はひとつ誤解のないようにお願いをいたしたいというふうな思ひます。

それから次に、今度は、いまの受精移植技術そのものにつきましては大体御了解をいたされたんでなかるかと、それでその場合に成功率が六割である、六〇％であるというお話申し上げたわけですが、何だ、低いではないかというふうにはこれはその数字をどうとるかでございますけれども、そういう印象を持たれる向きもあろうかと思ひます。確かに一〇〇％に比べますと六〇％というのは低いわけでございますけれども、しかしこれは先ほど多賀参考人も申されたように、人工授精の初回授精の受胎率が六〇％であるというところをお考えいただければ、あれだけ広く普及している人工授精でその六〇％の受胎率でございまして、それから、それに比べまして一層大変手の込んだ仕事をした上で受胎率でございまして、私は技術者の立場から言えばそんなに低いとは思つてお

りません。ただもちろんできることならこれを七〇％にも八〇％にも上げたいという、これは世界の研究者あるいは技術者の目標でございますけれども、そういうような状況にございまして、それから海外からの精液だとか受精卵がどんな入つてきたら日本では改良が要らなくなるんじやないか。日本の種雄牛とかあるいはいい雌というふうなものは要らなくなるんじやないかという御質問でございまして、これは私、冒頭のお話でも申し上げましたように、育種素材といたしまして非常にすぐれたもの、これはどこの国でも、どこの国——まあ特定の国にはわれわれの持つてゐるものよりもすぐれたもの、すぐれたものといふ点ですけれども、そういうものがあるわけでございますけれども、われわれが育種素材として欲しいなというものはもちろん外国にあるわけでございます。そういうものを取り入れるといふことでございまして、外国にもそのかわり余り結構でないものもたくさんあるわけでございますので、決して全部が全部入ることをわれわれとして望んでゐるわけではございませんし、それはもう非常に厳選されたものだけが育種素材として入つてくることを望んでおるわけでございます。先ほど申し上げましたように、農家も外国の情報なり何なりを正しく判読——判読といふんです、判断をする方法さえとつて差し上げれば正しく判断をしていいものだけを入れるという態度であらうかというふうに思ひますので、それはまた受精卵についても同様でございます。

ただ受精卵の場合は、実は少し余談になりますけれども、私去年たまたまヨーロッパの幾つかの国を回つてまいつて、やはりヨーロッパでもアメリカあたりから受精卵が入つたりしておるわけでございますけれども、そういう場合にどう考へてゐるのかという話をちよつと話のついでに水を向けてみますと、いや受精卵についてはもう心配してないんだという話なんです。それはどういふこ

とかという、受精卵移植あるいは受精卵の採取あるいは処理、そしてそれを凍結するというようなのは非常に金のかかることである。そういう金をかけてもいいような雌、しかもいい雄をつけた、つまり非常に優秀な受精卵しかどうせ入ってはいないだろう。その辺のいいかげんな牛の凍結受精卵をつくる人もいないだろうし、またそんなものを売ろうとする人もいないだろう。そういう意味で言うと、われわれは凍結受精卵については、入ってくるものがあってもそれは非常に遺伝的に優秀なものしかあり得ないというふうに考えておるので、全く心配はしていませんというふうな話をしておりました。それとおりであらうというふうに存じております。

それから、精液が入ってまいった場合に生体輸入がどうなるかというお話でございしますが、これはやはり多少減少することはあろうかと思ひます。多少減少すると思ひますけれども、やはりある程度の生体輸入も、まあいいか悪いかは別といたしまして、多分ある程度は続くであらうというふうに私は觀察をいたしております。

○川村清一 大変ありがとうございます。

○岡田洋君 きようはお忙しいところお二人の参考人においでいただきまして、貴重な御意見をいただき大変ありがとうございます。

最初に多賀参考人にお伺いしますけれども、これよく素朴な質問ですけれども、いまお話しになった川村先生は北海道ですが、私、千葉なんですけれども、天候とか気候とか自然環境というのは全然関係はないのかどうか。たとえば受精卵の供給というのは、先ほどお話をしたように全国的にもなつたし、またグローバルにもなつていて、それ以前の問題として、研究段階で、自然環境または牛の体調、体質等もあると思うんです。すなわち研究場所、良質の受精卵を確保すると、こういうことで、よく素朴な質問ですけれども、よく寒いところ、よく暖かいところ、こういう自然環境は全然関係あるのかないのか、多賀参考人からお伺いいたします。

○参考人(多賀貞二君) お答えします。

ただいまの自然環境と申しますか、天候の関係でございしますが、これは全面的にないということはないと思ひます。何らかの形であろうかと思ひます。特に、寒い場合は飼養環境の改善等である程度カバーできるだろうと思ひますが、夏の暑い場所につきましては、経済動物という関係もございまして、夏の場合はどうしても一般的に動物自体が繁殖能力はやや落ち目になるといふような傾向がございまして、実際に私も受精卵を移植する場合も、気候の暑いときにはどうしても受精の状況が落ちるんではなからうか。いままでの人工授精関係でも夏にはどうしても受精率が落ちます。そういうことで試験研究の段階でも夏はできるだけ外したようなこともございします。しかし、現実には農家の場合そういうことは言っておられません。ただ若干受精率が低いということは否めない事実でございします。

それからほかの、受精卵移植関係につきましても、場所内とか、そういう問題は、飼料の給与とかそういう人為的な環境制御である程度は抑えられらんじやなからうかというふうな感じが、まあこれは具体的にまだそこまで行っておる技術ではございせんので、はっきりお答えできない一面があらうかと思ひます。ですけれども、いままでの一般の人工授精から勘案しますと、そう強く影響は受けないだろうというふうに判断しております。

以上でございします。

○岡田洋君 きよう午後からこの法案の審議に入るわけでございますが、専門に研究されている阿部参考人からお伺いしたいんですけれども、酪農振興法が酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律と、この題名も変わって改正されるわけでございしても、また、この振興法とあわせて、いまここで話題になつてある家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、この改正が行われるわけでございしても、二法の改正によつて今後の家畜振興法について、諸外国に比較して法体系的に整備されたか、このように思われるかどうか、この辺はどういう

ふうにお考えですか。

○参考人(阿部猛夫君) 大変私にとってはむずかしい御質問でございまして、法体系的にというようになことに相なりますと、これは専門でございせんので、何とお答えしてよいかわからず戸惑うわけでございしますけれども、そういうことを抜きにいたしまして、今回の改正について、いわゆる家畜改良に携わつてまいった者としてどう考えるかという御質問というふうに受け取らせていただきますと、結論的に申しまして、この家畜改良増殖法というのの昭和二十五年というときにできた法律でございまして、その後の先ほどの申し上げましたような家畜改良というものの変化というものを踏まえ、また技術の発展というふうなものも踏まえた場合には、実は正直のところ申しまして、確かに三十六年の小さな改正はございまして、昭和二十五年の家畜改良増殖法がいつまでもそのままということではこれはもう時代おくれではないかと、まあ言葉は悪いですが、でもそんなふうには感じておたわけでございします。で、今回新しい情勢の変化に対応して増殖法の改正が行われるということにつきましては、大変結構なことであらうというふうに思っております。

○岡田洋君 申しわけございません、じゃあ、もう一つ。

先ほど川村委員の方からちよつと話がありましてけれども、畜産家個々に対して、もちろん直接携わるわけではないんですが、受精卵移植の教育とか講習会とか、こういういわゆる予備知識という面から、そういうものも私は経済的な面、いろいろ面を必要ではなからうかと、こういうふうにも考えるわけでございしても、畜産家にはどういふふうに啓蒙し啓発することが望ましいのか。技術的な面から、この辺までとか、この程度言っておいたらいだらう、そういう点についてお考えがあったらお聞かせ願ひたい。これが一つと、また家畜受精卵の価格や、受精卵を販売する業者等がありますけれども、さらに流通ルートについ

ても本格的に取り組まなくてはならないんではないかと、こういうふうに思ひますけれども、この点について御所見ございましたらお願いしたい。

○参考人(多賀貞二君) まず、畜産農家に対しては啓蒙普及でございしますけれども、私も現在実用化試験段階でございまして、具体的には一般農家の方まで細かくこの事業についての説明は行つておりません。県としましてはほとんど普及場関係でございしますね、農業改良普及場関係については全部承知しているわけでございしますが、そこから先につきましては実際には行つておりませんが、しかしながら試験研究機関といたしまして、新しい技術ということで一般畜産農家に集まつていただきまして、研究会と申しますか、そういう新しい技術の披露を行つております。そういうところで、実際には畜産農家が理解していただく、それから一般的には新聞もしくは雑誌、そういうもので畜産農家はほとんどこの問題はある程度承知している、具体的に細かい話までは当然わからなないけれども、概念的なお話は承知しているのではなからうかというふうに考えております。

それから、流通の関係でございしますけれども、これにつきましては、現実問題として余りそういうルートはございせんんですが、現在の人工授精を行つております関係のルートは適切なような感じもいたします。その辺についてはまだ具体的に私どもの方で検討いたしておりますので、はっきりお答えしきれない一面があらうかと思ひます。

以上でございします。

○岡田洋君 畜産農家への啓蒙等は、これは行政面のいわゆる行政指導の面になると思ひますので、これはまた後で政府の方へお伺いしたいと思ひますけれども、最後に一点、今後の課題として卵分割技術、それから双子等のいわゆる生産、それから雄雌の判定、こういう技術の開発がどんどんされるようになると、端的に言つて牛の生産がふえるわけですから、皆さん一生懸命研究されているのに水をかけるわけじゃないんですけれども、子

牛の価格がそうなると思ふ落するんではないか、こういう心配も持たれるわけだけれども、そうすると牛肉の価格にも影響してくる、こういう点についてどんなお考えをお持ちでられるか、この点をお伺いいたします。

○参考人(阿部猛夫君) これはまた大変むずかしい御質問でございます、私、流通あるいはその価格の問題ということになりますと大変弱いのでございますけれども、ただ、私考えまするに、御承知のように、ただいまいろいろ牛肉増産ということが叫ばれておるにもかかわらず、その子牛の生産が必ずしも十分でないという状況にあることから考へますと、まあ多少いづゆる高い値段に影響がないとは言えませんが、しかし、その影響というよりも、やはり、国といたしまして牛肉生産の素地が拡大をされるという点では大きなプラスになるんではなからうか、そういうふうな考へておるわけでございます。これはあくまでも私見でございます。

○下田京子君 大変いろいろありがとうございます。阿部参考人にお尋ねしたいんですが、凍結受精卵、これも今回政府機関等の証明があるものは輸入できるようになるわけですが、国際商品化してくるといふことではいろいろお話をございまして、今後日本にあつては実力勝負ということにいかんければならぬで改良体制の見直しなんかも必要だと、こういうお話がありました、時間が来たので途中で何か簡略化された感じもいたしたもので、その点で何かまだお述べいたした点がございまして聞かせてほしい。特に、国際的になりますので、流通問題で今後日本が考へていかなければならぬ点をお聞きたいと思ひます。

それから多賀参考人に、これは大変具体的に恐縮でございますが、黒毛和種のことで先ほどお話がございましたが、日本短角種の改良の問題なんです。御承知のように、東北北部の厳しい自然のもと

で粗飼料の利用性を巧みに利用してやられておるわけなんです、ただ、サシが入りにくい品種だということでも市場の評価が低い。大変問題にされてるんですが、現地の皆さんは、奥山における草資源の有効利用や、あるいは今後の子牛生産費の低減、何というか、安く生産していくというふうなことを考へた点で非常に大事ではないかというふうな言われておりますので、この点での御意見を聞かせてほしいと思ひます。

○参考人(阿部猛夫君) 私の最初に申し上げましたことに関連をいたして、今後実力勝負の段階になった場合にどういふふうなわれわれやつていかなきゃならないのか、その点について多少詳しく説明せよという御質問だつたと思ひますが、この実力勝負というところはあらゆる家畜について同様なわけでございまして、肉牛につきましても、これはまた、日本の需要の特殊性もございまして、それから日本が古来持っている黒毛和種あるいはその他の、先ほどもお話出ましたような短角というふうな問題も含まれて、いわゆる日本の肉牛品種というものはございまして、いわゆる肉牛の国際商品としての精液の問題については、肉牛の場合にはわりあいテンションは低いのではないかと考へてございまして、一番やはり問題なのは乳牛であらうかというふうに存じます。

これについては、先ほども申し上げましたように、乳牛の改良の根幹というものは私はやはり雌牛の検定であると思ひます。雌牛の後代検定もこれはもちろん同時に非常に重要でございまして、乳牛に關して申しました場合には、雄は乳を出してみることができません。したがって、乳牛の雄の選抜というものはかかつてその娘とか母とかいう女性の方の能力によって判断をしてまいる必要があるわけでございまして。しかも、これは多少専門的な話になりますけれども、たとえば正確な後代検定ということになりますと、三頭や五頭の子供をとつてみて、その子供がよかつたからあの雄は遺伝的にいいというふうなことは言えないでございまして、まあこれは国

にもよりますけれども、やはり諸外国の場合、特にアメリカ、ヨーロッパの場合には娘の数は数十頭、国によりましては一雄当たり百頭ぐらゐの娘をとつて能力検定した結果をもつて父親の遺伝的な能力を推定するというような状況になつておるわけでございまして。したがうしまして、やはり実力勝負ということに相なりますと、やはりわれわれとしてもその規模とそのやり方において劣るようなやり方をやつていたのでは、これはいけないわけですね。で、そのためには、まあ話はもとへ戻りますが、やはりまず雌の検定というものを、これは少し極端な言い方をいたしますと、全国津々浦々にまず広げる、まあそれは極端な話でして、諸外国を見ましても津々浦々一〇〇%雌牛の検定が行われている国はございせんから、それは少し誇張した言い方でございせんけれども、まあわが国の場合、これは本当の私の私見でございますけれども、私に言わせると、少なくともわが国の雌牛の四〇%は毎年検定をするというふうな状態が必要であらうかと、こういうふうな思ひます。

その上に立つて雄の遺伝的な能力の判断もされていくというふうなことがいづゆるもうルーチンワークと申しますか、経常的な事業として着々と進むという状態になれば、これは一つもどこに對してもひけをとらない乳牛の改良が進められるというふうな存じておるわけでございまして。多少補足させていたれば、いままのようになつてまいります。

○参考人(多賀貞二君) お答え申し上げます。日本短角種のことでございまして、これにつきまして私も伺つてはおります。ただ、千葉県におきましては日本短角がほとんどおられないわけでございます。この辺、東北関係につきましては非常に粗飼料の利用とか、それから生産性を考へますときに非常にいい牛ではなからうか。ただ、サシが入らないから和牛との、黒毛和種との比較の上ではお値段も違ふけれども、生産性、大衆肉という面からはよろしいんじゃないかと考へております。方方は私自身持つておりますけれども、若干まだそ

の辺の研究も千葉県では日本短角についてはほとんどございせん。東北関係の資料に基づいてございまして、現実には農家の場合に日本短角というふうな話が私どもの方にはすぐびんないという一面がございまして。

と申しますのは、先ほど申し上げましたように、千葉県は酪農県でございまして、現在九万頭乳牛がおります。それから、黒毛和種の場合は本当に現在八百頭しかいない。片一方九万頭、片一方八百頭、そういう中で黒毛和種の需要というふうな意味合いでございまして、肉牛の生産振興、そのほかにつきましては、本県の場合は乳用牛の肉利用ということでございますので、日本短角については大変申しわけございませんが、私どもの方として意見が余りございせんので、この辺で御了解願ひたいと思ひます。

○伊藤都男君 素人でございます、大変きょうはよいお話を聞かせていただきました。そこで、時間がございますので、一点ずつお伺いをしたいんですが、多賀さんに先ほど実験の成果、そういうものにつきまして実験例を御報告いただいたわけでありまして、恐らくこの受精卵移植というものが普及をしますと双子生産というものが主力になってくると思ふんですが、いま実験をやつておるの、先ほどの阿部さんのお話だと牛は二つ子宮があるそうで、全部双子の生産の、移植というんですか、その実験をやつておるのかどうか。あるいは双子でやつた場合、一頭の場合と品質的にはどうなんだと。一頭の場合と全く同じなのか、多少は劣るのか、その辺のところをお教へをいただきたいということが一つです。それから阿部さんにお伺いしますが、今度この法律が通りますと、輸入精液が使われるということになるわけですが、先ほどのお話だと大丈夫だ、各国相当情報網が発達してしまつて、そんな悪いものが大量にわが国に入つてくる可能性はないんだ、こう太鼓判を押されたんですが、果たしてその辺大丈夫なのかどうか。遺伝性疾患を持つた精液が入つてきたり、能力の劣つたものが入つ

てきたりすることになると、阿部さんが前段に申されましたように、大変国内の全体的に悪影響が及ぶ、こういうことになるかと思うんですが、その点についてもう一度お考えをお聞かせをいただきたい。

以上でございます。

○参考人(多賀良二君) お答え申し上げます。

ただいま、今後の受精卵移植につきまして、子宮角が二つございますので、そこへ入れますと双子生産ということが主力になるんじゃないかと、必要に応じて当然そういうふうになつていくんじゃないかと思ひます。ただ、現在の段階で全部それを行つていくと申しますと、人的技術者の関係もございまして、対象動物の関係もございまして、双子の研究だけを進めていくというわけではございません。いろいろ総合的に受精卵移植の実用化に伴う研究を進めております。

それから、生まれた子牛、双子が生まれた場合に品質的にはどうか。これは一般的に言いますと、双子の場合には小さく生まれる。普通、一頭生まれるのが普通でございます。この場合には、約三十八キロから四十キロございます。しかし、双子の場合は三十二、三キロとか若干体重が少なくなつてまいります。ちよつと数字持ち合わせておりませんが、そういう傾向がございまして、しかし、多胎生産といふものは、牛から四つとか五つとかそういうものを産ませようとするようになりますと、未熟児的なものにならうかと思ひますが、双子の場合には一切品質的には支障はないというふうな考へております。

以上でございます。

○参考人(阿部猛夫君) 輸入精液の問題で、わが国の改良体制に支障をもたらす危険はないのかというお話でございました。具体的に言えばその不適性なものが多量に入ることではないのかというお話でございます。それについてもう一度述べようというところでございますが、これは先ほど申し上げましたように、大勢におきましては混乱はないというふうな思つております。ただ、これだけ

の人間が集まつておるところでございますから、ごく部分的にそういうものを趣味半分あるいは何と申しましょうか、無関心で使う者が全くないというところはもちろん断言ができませんが、でございますけれども、しかし大勢におきましては心配するようなことはなからうというふうな思つておるわけでございます。部分的にあるいは一部そういうものが起きることもやはりこれは好ましいことではございませんので、その点についてはやはりわれわれ、これは国も県もそれからまた団体もその点については十分配慮をして、やはり人工授精師さんなりあるいは農家の方々に正しい情報を提供するとともに、ただ情報を上げましただけではなくて、やはり相談に乗つてあげて、そのおかしなものは使わないようにしてもらつて、そのやはりきめ細かい指導措置というものが当然これは伴わなければならぬであらうというふうな存じておるわけでございます。その場合に、特に家畜人工授精師という方々、この方々は農家に最も近い位置にいらつしやるわけで、農家も人工授精師さんいろいろな種の精液を使つたらいいかというやうな相談をされることも多いわけでございます。この、やはり人工授精師の方々に十分その改良というもののについての教育をする必要があらうかというふうな考へておる次第でございます。

○委員長(下条進一郎君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑を終ります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、皆様には、御多用中にもかかわらず当委員会に御出席をいただき、大変貴重な御意見を述べていただきましてまことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから、農林水

産委員会を再開いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川村清一君 私は最初に、酪農振興法の一部を改正する法律案について若干質問いたしますが、まずお尋ねしたいことは、この酪農振興法の一部を改正する法律案として提案されました内容は、法律の題名を酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律と、この改定を改定するわけでありまして、酪農そのものがきわめて重大な情勢の中にあるとして、酪農振興法に基づいて酪農の振興にいろいろやつていただいておりますわけでございますが、もちろん肉用牛の生産そのものを肉用牛の需要の動向、そしてそれを肥育している生産者の生産・経営の問題等々、いろいろあるわけでありまして、したがって、私の立場から言えば酪農振興法は酪農振興法として、酪農の振興に大いに機能してもらつて、そして大事なこの肉用牛の問題、これはやはり畜産の中においてきわめて重要な問題を抱えた問題でございますので、肉用牛生産振興法とでもいう名前前の独立立法をいたしまして、両々相まつて酪農の振興と肉用牛の振興を図るのが至当でないかと、そう考へておるわけでございますが、あえてこれを二つにつけてまして、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律と、このうふうな題名を改めた理由がよく理解できませんので、この点についてまず御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 私ども今回の制度化作を図ります際に、いま先生御指摘のありましたように、肉用牛だけを単独にして立法化するべきかどうかということも含めましていろいろ検討したわけでございますが、いま御提案しておりますやうな姿になりました理由といたしましては、一つはやはり御承知のように、酪農といへども、あるいは肉用牛生産といへども、ともに牛という草食性の大家畜を使つてやつておる産業でございますので、

草地の利用、特に土地利用の面とか、あるいは家畜衛生管理といったやうな面では全く共通の基礎を持つておるわけでございます。そういう中で、現状のわが国の肉用牛生産を考へてみますと、もうすでに御承知のとおり、肉用牛生産の七割は実は乳用種から出てきておりまして、そういう意味では酪農という世界から肉の七割が出てきておるということが一つございまして、それから日本と似通つた姿を考へてみますと、たとえばECのように明らかに酪農部門と肉用牛部門が一つの経営の中で行われておる、そういうやうな例は乳肉一体生産といつたやうなものがかなり諸外国にはありますと同時に、日本では比較的専業的酪農が多かつたわけでございますが、私どもの調査でも酪農経営の七割ぐらいの方がこの乳肉一体経営といつたやうな形をやつておられておるわけで、またこれが広がつてきておるというところ、それから特に牛乳の生産を調整いたします際には、実はいままでは雌の子牛が生まれれば当然酪農生産に向けるというやうに考へていたわけでございますが、雌の子牛も未経産のまま肉の供給に回されるというやうな諸事情を考へますと、やはりこの際この酪農と肉用牛生産は密接不可分ではなからうかというやうな感じをしておるわけでございます。したがって、別個の法律体系をとりまして二つを並列的にやることも一つの手法ではございまして、この二つの大きな酪農、肉用牛生産というのの一つの体系に入れますと、その相互の関連を十分考へながらやつていくというのが一番望ましいんではないかというところが一つございまして、それから、いままでの政策のいわば展開の歴史を申しますと、実は酪農の方がいわば先進的でございますので、かなり早い時期からこの酪振法とそれから不足払いの法律と、それから畜産物価格安定法、この三本柱で酪農を展開し、比較的短期間でいわばEC水準に近づいてきたという、そういう歴史もございまして、そういうやうなことも頭に置いて考へますと、この酪農振興法の法域の中

に肉用牛生産も包含して、両者の関係をいけば総合的に進めることが最も望ましいではないかという判断をいたしまして、このような姿で御審議をお願いしているわけでございます。

○川村清一 局長のいまの御説明、これは理解できないわけではないんです。理解はできるわけなんです。非常に両者が深い関係にあることも承知しております。それから肉用に使われておるところの牛の七割が、これが乳用牛がその方に向いているということも承知しておるわけでございまして、物事は似たようなものが二つある、この二つを合わせることで相乗的な効果を上げて、両方にメリットを与えるということもありまして、逆にこれをくつつけたことによって、お互いに足を引っ張り合つて効果が減退するというところもあり得るわけであります。局長の考えではこれをくつつけたことによって酪農の振興の方にもメリットがあるし、肉用牛振興の方にもメリットがある、こういう理解でやつたものと思ひます、そうですか。

○政府委員(石川弘君) まさしく御指摘のとおりでございます。たとえば大きなメリットといったしまして、まあ資源論的な立場から申しまして、よく申しておりますように、乳雄を肥育します場合に初期で母牛から離すことによって事故率が大変大きい。酪農家が自分で程度まで肥育をしていただくことによって、乳雄資源のいわば資源としての活用が非常に高まるということもございまして、それからそういうことは単なる国家としての資源論だけではございまして、酪農経営家の収支という観点でも考えました場合でも、いわば乳なり乳製品だけで価格、所得をとるというんではなくて、この肉をも十分にわば収入源として上げるという観点でも考えられるかと思つております。御心配になりますやうな、何か二つ足したことで、たとえば酪農に対する施策がなおざりになるとか、そういうことは全く考えておりませんので、むしろ両方合わせることによって政策的にも効率を上げていき

たいと考えておるわけでございます。

○川村清一 御承知のように、私は北海道出身でございます。御承知のとおり、私は北海道出身でございます。道の酪農が頭の中にあつて、それで北海道の酪農の立場から議論を始めるものですから、本州の方の酪農とはあるいは合わない点があるかもしれないけれども、そこでは、私が言うまでもなく、局長は十分御案内のように、酪農の現状はどうかというところを考慮してみます、これはやはり政府の酪農近代化方針に基づきまして、府県あるいは市町村の計画、その上にも乗りまして、北海道の酪農などは非常に規模が拡大されて、多頭飼育、大酪農が形成されているわけで、その規模は、いままさにEC並みの規模に匹敵するぐらいにまで拡大されておると。しかしながら、一方考えるというところ、こういう情勢の中で五十四年以降の生産調整、それから五十八年にはもちろん限度数量が百九十三万トンから二百十五万トンまで引き上げられましたが、保証価格これも若干、昨年五十銭ですか、これは八十銭ですか、引き上げられていたと言つても過言でない情勢であつて、こういうような状態から経営というものはますます厳しくなつてきておる。そこで、北海道の酪農家は、一戸平均二百万円に及ぶ負債を持つておると、そしてその負債の重圧に全く苦悶を感ずる、しかも長期にわたる酪農の状態でありまして、伸びというものは今後、従来ほど高くなつていくというふうな見通しもないやうな状況にある状態である、酪農がこういうやうな状況にあるときに、その酪農がさらに政府の肉用牛生産の振興の基本方針に基づいて、そして酪農と一体化されたところの肉牛生産経営をやつていく場合においてこれは相乗効果があるだろうか。すなわち酪農がそういう状態にある、この状態にある酪農に対してさらに肉牛生産をやれと、この経営をやれと言つても、これはむしろ酪農のこの状態というものが肉牛生産の拡大を阻害するところの要因に

ならないかということを私は危惧するわけでございまして、政府としてはどういふふうなことを考えていますか。

○政府委員(石川弘君) 法律を一体的に整備をいたしまして、一本の法律といたしておりますけれども、これは何も酪農家が全部肉牛生産をしないでいただくということまで想定している制度ではないでございます。御承知のように酪農の場合、大半の方は専門的酪農家でございまして、先ほど申しましたように、現在七割程度でございますが、さらに経営の中でまず第一義的には子牛の生産を自らのところでもう少し長く保育をする、まあいわばスモールという段階で放さないでもう少し育成して、もう少し値段のいいものにして、肉牛の、乳雄の肥育農家に渡すということも一つの乳肉一体化経営でございまして、それから、もつと意欲的にさらに肉牛として肥育までやるやうな方もあろうかと思ひます。それからもう一つ、御承知のように、和牛のように、要するに肉の専用牛として生産する農家の方もいらっしゃるわけでございまして、法体系として一体といたしておりましたけれども、すべての酪農家がいわば何と申しますか、必ず肉の肥育部門等まで取り入れてやるということまで私も別に期待はいたしておりませんけれども、先ほど申し上げましたように酪農家といふものは牛乳をつくるのが専門的なんだという、それが酪農家の使命だということも一つの使命ではございまして、現にヨーロッパ等で行われていのように、牛乳も自分がつくつて売るけれども、自分の経営の中で出てくる雄の牛なりあるいは雌の牛も肉としてつくつて売るといふやうな経営も経営としては十分考えられるし、またそのことは、先生いま御心配になつております、たとえば酪農が急速に発展した段階での非常に大きな負債を抱えている農家が何か新たに追加的に大きな投資をしてやる場合という御心配かと思ひますが、いまの酪農家の方々の中でもそういう新規の投資をあえてしなくても自分の経営内である程度スモールから肥育の、いわば小牛生産までやれ

るやうなものも十分あり得るやうなように伺つております。したがしまして、私どもは、御心配の負債の問題につきましてはこれは別途負債対策としてかなり充実をさせているつもりでございます。それからここ数年間の大変苦しい事態につきましては、幸い生産者の自主的な生産調整の結果、いわば乳製品の面でもこれは明るさが出ておりますし、あと市乳の混乱をある程度解消するめどもつきかつておりますので、率直に申し上げまして最近の酪農家の方々とお会いした場合には、かなりそういう面では明るさを持つていらつしやる。そういう中でさらに肉用牛といつたやうな新しい分野も取り入れてやつていただくことは私は十分可能ではなからうか。問題はやはりそういう新たに展開していきまふ場合に、一部の酪農においてかつて反省すべき点がありましたように、余り大きな資金を投入しまして過剰な投資をする、そのことがなかなか経営の回転を困難にするというやうな事案がございまして、やはり徐々に、いわば一歩一歩前進させながら経営を固定させていくということが必要であらうかと思つております。

○川村清一 ども局長のお話は、一番先に聞いているように、これは酪農振興法と肉用牛振興とを一体にした、一体にしたというところは、これは酪農と肉牛生産経営というものの、いわゆる乳肉一体化の経営というふうなことにしようかと思ひます。ですから、酪農家でできないものはしなくてもいいとかという話になつてくると、これは別な話であつて、あくまでも酪農家が酪農経営とともに一体となつて肉の生産、複合経営をやらんという見地に立つて立法されたところから、そういう立場から私はいろいろとお尋ねしているんであつて、先ほど言いましたように、わが北海道の大酪農地帯における酪農家というものはほとんど借財に苦しんで新たに投資するなんというところに対する意欲というものは非常に薄いと思ひます。一番先に局長がおつしやつたやうに、酪農家が子雄牛、これをもう早く売り飛ばし

か、この九州なんかでやっておるこの肉だけの、しかも現在のところは飼育頭数は大体二頭から三頭程度ということ言われておるんですが、そのような零細な畜産農家に対して、この法律をつくってどういふふうに今度は指導されてどういふふうに発展させようと考えられておるのか、その点を説明していただきたい。

○政府委員(石川弘君) 酪農につきましては、こ

れは現在六十五年見通し等で粗飼料の自給率をある程度考えているものと格差は比較的小そうございまして、たとえば北海道の酪農で申しますと、六十五年見通しで八〇％程度の粗飼料給与率を目標にいたしておりますのが五十六年段階で七〇％程度でございます。まあこれから先一〇％上げるといふことにも相当困難がございますけれども、いわばねらつてゐる方向の線上を走つてゐる

てはなにかと思ひます。北海道以外につきまして、六十五年見通しが六〇に対して五十六年で四一ぐらい、これは格差は大きいうございますけれども、そういう形でございまして、いま御指摘のありましたように、肉卒の粗飼料給与率で見ますと、六十五年見通しで繁殖経営が九〇％でございしますが、五十六年の現状は七十一、これはまだそれほどでもないわば極端な差ではございませんが、一番その六十五年見通しの数字とかけ離れておりますのがいわば肥育段階でございまして、肥育は六十五年見通しで四〇％程度の粗飼料給与率を頭に置

いておりますことに對して現状は五十六年度で一八%でございます。これが乳雄の肥育になりますとはるかにまだこれより低うございます。一けたぐらいの粗飼料給与率でございます。そのあたりが実は肉用牛経営の合理化のために一番必要なことでございまして、この粗飼料給与率をいかに上

げるかということが今後の肉用牛経営の一つの大きな、いわば施策の一番かなめのところと考えております。今度の法律の中の基本方針の中では、この粗飼料給与率を引き上げる目標というものを掲げますと同時に、具体的な政策としては、御承知のような草地の開発改良事業、これは今度の長

期計画の中でも五十八年から六十七年までの間で四十七万ヘクタールの農用地造成を考へておりますが、この農用地造成の非常に多くの部分は畜産用に回される性質のものでございまして、それから、既耕地に作物を入れていく問題としましては、既耕地の基盤の集積、これはどうやりまして、やはり飼料作物をつくります場合に、耕地が分散をいたしてございまして、非常に経営能率が悪くございまして、この集積の問題とか、それから水田利用再編等のいわば転作の中でどれほど飼料が入っていくかということ、それから、最近やもすれば比較的小さな水田の裏にえさをいれていく問題、それから、そういうことをいざいまして、粗飼料生産の生産流通組織の組織化の問題、これらの問題はいろいろ私どもがやっております例の畜産総合の中にいろいろな助成事業として組み込んであるわけでございまして、それから、そのほかに稲わらその他の低位利用あるいは未利用資源の活用とか、それからこの予算に特掲をいたしておりますが、公共利用の公共牧場、これがかなり整備はされて千百ばかりの牧場がございまして、この利用を上げますための再整備、そういうようなことも考へております。御指摘のように、この粗飼料の給与率を上げるといことが肉用牛生産の合理化の最大の課題点だと考へておりますので、単に目標を掲げるというだけではなくて現実的な施策面でもこのあたり、まあ資金はもちろんのこと、あらゆる政策努力を集中したいと思っております。

○川村清一君 全くそのとおりだと思ふんです。肉用牛の経営でも、酪農との関係で複合経営をやっているところは、まあ酪農の方も余るだけの粗飼料があるわけではございません、肉用専門の経営から見れば、これはまあありあいに楽に経営が展開されていくと思ふんでありますけれども、肉用牛だけをとってみれば、これは大変なことで、いま局長が言われたようなその政策は絶対必要なですね。それで、それをやる場合に、こ

れはどういうぐあいにやっていくのか。国がその方針を立てて、そして実際は県なりあるいは市町村に計画を立てさせてやっていくのか。そしてその場合に本当に、稲作と複合してやってきたんですから、粗飼料というものは全くないと言つてもいいぐあいでありまして非常に大変なやつですね。肥育の場合にはもう濃厚飼料ばかり食わしてやつていくというふうな状態ですから、したがって頭数も実に少ない、限定されたものであり、もう零細経営なんですね。そこで、この近代化計画でいくというと、肉用専用の経営であつてもどのぐらいい牛を持たせようという計画なんですか。やはり二頭か三頭じゃしようがないでしょう。

○政府委員(石川弘君) 現在は、これ内部で検討しているものでございまして、そういう意味でお聞きを願ひたいと思ひますが、たとえば繁殖経営で申しますと、ある程度複合経営を頭に置きまして、場合でも、稲作と複合いたします場合に、親牛で最低五頭ぐらひは持つていただきますと、なかなかいかに兼業といつてもある程度合理的な経営はできないわけではございません。まあ現在わが国の、たとえば和牛の供給の中で五頭以上で供給しております経営体数は二、三%でございまして、五頭以上層がつくり出しております小牛の数はすでに全体の四割を超えております。これくらいの頭数になりますとある程度の稲作との複合で安定供給も可能かと思ひますので、そういうものは五頭ぐらひはかなりの程度は必要じゃないかと思つておりますし、それからもう少し放牧も取り入れますと、この階層は十ないし二十頭程度持つても十分やうなものでございまして、後に山があれとか、あるいは公共利用の牧場があるとかといつたようなものにつきましてはもっと大きな規模を想定いたしております。それから肥育で申しますと、たとえば稲作と複合した場合でも最低三十頭ぐらひはありまじやないかと思ひます。安定しないのではないかと。それから、百頭程度持ちますと専門的になる程度やれるのではないかと。うのが、これはどちらかというと土地条件の恵ま

れていない比較的地型の経営ではこういうものが一つのパターンだと考へております。それから、これがしたがいまして北海道等におきましてはもっと大きな規模で十分想定できるわけではございます。

具体的にどうするかと申しますと、一定のものを国の基本方針で定めると同時に、その国の基本方針に基づきまして都道府県計画、市町村計画を策定していただくことになっておりますので、その段階で各県なりあるいは地域、市町村の実情に依つてこれがどのように消化されるかということ、それを市町村段階でひとつ絵をかくていただいて、それに必要な、たとえば土地改良とか、あるいは既耕地の利用といったようなものも組み合わせる。内地の比較的地型に恵まれませんところでも、たとえばいろいろな優良事例等を私ども徴して見ますと、いろいろな工夫をなさいます。背後にありますが、いろいろな雑木林にある程度放牧施設をつくることによつて頭数を増加させる例とか、あるいは比較的休閑地あるいは耕作放棄をしていられしやうなところをある集団で積極的にえさの栽培をいたしまして頭数を増加した例といったようなものもございまして、そのあたりはひとつ地域地帯の実情に依つた、いわば経営努力といふようなものでいま申し上げましたようなことはある程度可能かと思つております。

○川村清一君 局長のおっしゃることはよく理解できるんですがね。そこで、いまあなたがおっしゃったやうなふうにとこの規模を拡大していく、経営を拡大していくとするならば、当然そこに資金が必要なんです。その資金は貸してあげますよと、畜産拡大資金という制度があつて、これは公庫資金ですが、これから貸してあげますよと、こういうことをおっしゃると思ふんです。現にそうなっているわけだから。ところが、この畜産拡大資金の貸借関係がどういふことになっているのかというところで調べてみましたところが、貸す方は貸すからどんどんやれと、こうおっしゃる。ところが、今度は事業をやる借り手が激減していつてい

る。四十五年には三百七件あつた。五十年にはそれが四十二件に減つてしまつた。五十六年にはわずか十四件。そして金額にして五千万円になつてやつた。これはどういふわけなんですか。こういうふうに借り手が激減しているという状態を政府としてはどういふふうに分析してこれは判断しますか。これは酪農家、それから肉用牛経営を加えての実態ですから、これひとつどういふふうに判断するか、それを説明してください。

○政府委員(石川弘君) 実は畜産経営の拡大資金ができました際には、ある程度期待のできる資金ということで相当程度の資金需要があつたわけではございますが、その後、たとえば自立経営の育成で、いわばどちらかという条件によりまして、それからの方が有利であるという条件によりまして、肉用牛生産につきましては、先ほど申しましたやうないわば経営としてかなりの時間もかかり、いろいろな価格の変動等もありました中でこの資金の需要がだんだん衰えてきたように思ひます。今回私どもが条件を相当改定をいたしまして、償還据え置き期間を長くいたしております。やはりいまの条件ではなかなか借入者の方の期待に沿えなかつたのではないかと。現状におきまして、たとえば自立経営育成資金のようなものを借りられるやうな方々にとつては、あの資金を借りていただいて結構なわけではございますが、やはりもっと一般的にたえばもう少し小規模の方で中規模へ目指して借りていくというやうな場合には、あの自立経営の育成資金というのは借りられない形でございまして、したがって、私どもとしましては、今回の条件改定と、それからやはり特に肉用牛経営の場合には、この資金制度だけでやっていくということ考へていくわけではございませんで、こういう資金制度とあるいは家畜導入といったやうな国の別途の助成とか、あるいは基盤整備のやうなものとか、そういうものをあわせてやはり投入してい

きません、この資金だけですべてが解決するわけではないと思っておりますが、そういう意味でいままだ借金手が少なくなつてきたといううなことがこの資金のたとえ条件等にも問題があつたということで改定をいたすわけでもございまして、そういう意味では、私は今後こういう法制度によるいろんな支えとあわせてこの資金は伸びてくるのではなからうかと、実質的には五十九年度以降に真の資金需要は出てまいらると思ひますが、ある程度の伸びは十分期待しているわけでございます。

○川村清一君 これは酪農の立場から言へば、国の近代化計画に従つて、そして大酪農経営というものをつくつていつた、しかし、その結果がどうなつたかという、いま言つたような莫大な負債をしようとして去年、おとしからうややく国も負債整理資金のようなことをやつていただいたので若干助かつているわけでありすが、こういう状態の中から、もう借金で首が回らない、これ以上借りられないと、投資はできないということがこの資金の需要というものが激減したことは間違いないわけですよ。

そこで私が心配なのは、今度は肉用牛の方に、またこれは近代化計画をつくつて、そしていま言つたように相当頭数もふやす、頭数がふえればやはりそれに必要な施設というものも要るし、それから草地の造成であるとか、やはり土地そのものも必要になつてくるわけですよ。そういうものに今度はいくら資金がまた当然必要になつてくる。全部国の助成なり国の事業でやつてくれるならいいですけども、やはり自己負担ということになれば相当の借金になつてくる。そして、そこへ計画に基づいて、いま二頭ぐらゐの牛をこれは繁殖用五頭だ六頭だ、あるいは十頭だ、こうふやしていくという、そうするとまた借金が必要でくる。後で言いますが、これは価格と関係してくるわけでありすが、そして借金でこれまた首が回らないような状態になつてくる。

この国会へ来て相当年数たつてゐるわけですから、一番先に農水委員になつたのは昭和四十年です。それから、いまから十八年前の農水委員であつたのですから、その当時このやつぱり酪農問題で、一休北海道では牛を何頭飼へば、搾乳牛何頭持てば酪農として経営が成り立つのかと、こう聞きました。その当時の畜産局長は、まあ七頭から八頭持てば経営が成り立つということに答へたんです。それはいまから十八年前です。いま七頭や八頭のそんな酪農経営やつておつたつて飯食えるものではないでしよう。それからもう農林省の言うとおりにやつていつたものが、みんなこれが失敗と言つちや語弊があるでしようけれども、そのことによつて農民が借金をしようたりして苦しんでおる。初めのうちは相当希望を持つてやつておつたが、もう離農してしまつて、そして農村からは人が減つて全く過疎地帯になつておるといふたような状態なんであつて、極端に言へば、これは、農業は農林省の言うことと反対のことをやつていけばいいんだという。たとえば北、あの付近にビートをつくらしたことがあるでしよう、盛んにビートをつくらしたやつて、ビートをつくらしたところが、そんなビートはみんなだめになつて、それで大変な騒ぎになつたことがありますが、これも農林省の言つたことをやればかえつてだめだといふことに——これはまあ怒らないで聞いていてください、そういうことが実際あるんだ。だから、いまそういうことをおしやつて、肉専用の経営者に対して今後拡大させていつた、ところが、まあ後でも言ひますけれども、せつかく生産した牛の値段がぐつと下がつてしまつて、そして利益どころか損になつてしまつたといふたようなことになればまた大変なことで、この辺を私はまた心配してゐるわけですよ。ですから、そういう点は絶対ないんだと、肉専用の生産もきちつとやれる、心配ないと、こういうことをここではっきり言明してください。それでないと安心して農民はやれませんよ。

○政府委員(石川弘君) 北海道の負債の問題について、いろいろの御心配もあつたわけでございますが、実は最近私も皆さん方とお会ひした場合でも、負債の問題の重圧の問題もありまして同時に、大変いゝわが力がついてきておりました、負債の総額というものはある程度大きなものでございしますが、たとえば根釧等持っております農家のいゝわが力というものを資産という形で考えますと、かつてわれわれが想像もしなかつたような大きな規模の土地、あるいは家畜、あるいは機械類を持つてゐるわけでございます。

問題は、拡大のタイミングなり、あるいはその拡大をいたしますときの資金調達等につきまして問題のあつた方についてこの負債整理をやつておるわけでございます。北海道のいゝわが一万五千ぐらゐの農家の中で四十数%、四五%以上の方は何らの国のそういう特別施策なくして現在もかなりの生産を続けておられる。そういう特別、たとえば機械投入をしたけれども、計画生産にぶつかつて思ふ存分乳をしなかつたといふたような方には、いろいろと負債対策をやつておるわけでございます。

この肉の問題につきましては、御承知のように最終的な牛肉の価格自身は、畜安法によりまして価格安定帯の中で価格が下がれば国が買い上げて、御承知のように輸入までしてゐるし、もうございしますから、この畜安法がつかうられましてから国で生産された牛肉を畜産振興事業団が買い上げたことは実は一度もないわけでございます。製品価格としては一応は安定をしてゐると思ひます。

ただ、子牛に關しまして御承知のようにかなりの変動があつて、そのために子牛価格を安定させるといふ意味の補助事業によりまして基金制度を設けておりました。これも農民の立場からすればいつまでも続くものではないといふ、その安心感がないといふこともございまして、今回の法改正で国の制度として子牛の価格安定の制度をつくるわけでございますので、これも下がりますれば下がつただけ損といふことではございませんで、現

在も実は二十九万数千円というような保証水準に對してそれを割つてゐる状態でございますが、その九割は基金を發動して補てんをしてゐるわけでございます。

その他のいろんな援助措置を加へますと、実はこの間から計算をしておりますけれども、宮崎、鹿児島あたりでも一頭当たり三十一万円ぐらゐの手取りにはなつてゐると、そういうことでございしますので、私はこの肉用牛生産に關しましては、今度の子牛価格の安定制度を加へますことによつてかなり農家の方に安心してもらえるような水準になつてくるんではないかと。そういう意味で、御心配のような何かに非常に暴落して困るというふうな事態は直接的にはないんではなからうかと思つております。

○川村清一君 その子牛価格の安定につきましては、いま局長が言明されたようにこれはもうしつかりひとやつていたがたい。それがなければこれは大変なことになりますので、ぜひそれはやるように強く要望しておきたいと思ひます。

この牛肉価格の問題に入りまして、若干価格の問題で議論してみたいと思ふんであります。が、この臨時行政調査会の答申の中に、牛肉価格政策というのが出てゐるわけでありすが、その答申ではどういふことを言つてゐるかと、畜産事業団について、「牛肉の行政価格について、速やかにEC諸国並みの水準を達成することを目標に、毎年度の水準を見直す。」ことと、これを指摘しておるわけですよ。速やかにEC諸国並みの水準を達成せよといふ一つの指摘をしてゐるわけでありすが、

ところが、一方この農林水産省の方の關係ですが、「八〇年代の農政の基本方向」の推進について」といふこの農政審議会の答申では、わが国牛肉価格はEC諸国の三割高程度の水準になつてゐると、政府は、この価格差を縮小し、中長期的に、EC並み価格水準に近づけることを政策の目標にするといふことを指摘してゐるわけでありすが、現に日本の牛肉価格といふものは、生産も拡

大きたし、需要も伸びていったということ、いまやECよりもまあ三割程度高い程度になってきて、大体水準が近づいてきたということはこれは事実なんです。これは事実だけれども、臨調の言うように速やかにやれと。ところが、この農政審議会の方は、それに近づくように中長期的な展望を持って努力していかう、こういうことなんです。政府の方針はどうなんですか、これは。

○政府委員(石川弘君) 臨調の答申の中の文章をつくるプロセスにおきましても、私も関係者の方々にいろいろと日本の畜産の事情なりあるいは諸外国との関係を御説明したわけでございまして、私も理解する限りにおいては、まあ「速やかに」というのはいわばアズ・スーン・アズ・ポシブルといえますが、できるだけ早くという御趣旨であるかと思えます。この御説明をしました際に申し上げておりますのは、このEC水準云々ということは要するに、牛肉のような、あるいは乳製品もそうでございますが、大家畜生産におきましては与えられた土地の広がりというものが絶対的な要件である、中小家畜のように安い穀物を使えば安くつくるといふそれだけではございせん、やはり土地の広がりというものがどうしても必要なんです、その土地の広がり、絶対的違いのところには何らかの意味の、いわば内外の格差なり、あるいはそれを格差があるがゆえに障壁を設けるということは必要なんだと、そういうことをむしろ臨調の方々に御理解をいただいたものだとも私は考えております。

したがいまして、ここにありますようにECを目指すという目指し方も、実は現在私どもがECを目標にしてやっておりますことは、ECの場合には御承知のように二百年もあるいは数百年も続いた酪農なりあるいは肉用牛生産の伝統的な国でございまして、これ以上余り何か改善努力によつてそのコストを下げるということよりも、まあどちらかといいますと、現状においてコストがかかるものはコストがかかるということで毎年の価格を見直しながら、非常に上がるときは年率一〇

%も実は価格を上げてきて、そのことによって格差は縮小してきたわけでございしますが、わが国の場合は、いまの経営の規模とか、あるいは経営技術、そういうものの中で生産者が努力してなされるべく価格を上げないで、結果的には生産性を上げることによつて農家手取りをふやす、消費者については値段を上げるという形ではない形でこの数年やつていただいておるわけですが、そのことが比較的牛肉価格が消費者にとつても割り安感と申しますか、牛肉の値段は余り上がらないと、水準自身は高いという御批判は多いわけでございしますが、決してこの数年と申し上げておるしるものではないといふような条件をこの数年間もしがらばること、それは生産資材が極端に上がったりますればこんな方法はとれぬわけでございしますが、生産資材等が安定的に推移するにしますれば極力経営の努力によつて、いわば生産性を上げることによつて農家所得は確保する、価格はなるべくそういう価格を上げるというやうな意味の誘導をやらぬということによつてこの格差を縮小したいと考えておるわけでございします。したがいまして、そのことは臨調等の中でも申し上げておりました、臨調等の場で何か価格を年率何%下げるといふやうな手法というものはあるかないかというやうな御議論もありました、それは現在の経営努力の中で上げないで努力するといふことがいかに大変かというやうなことも御説明しながら、私どもが御説明した上でこのやうな表現になつておると思つておりますので、御指摘のやうに臨調の答申の案文そのものと、たとえば「八〇年代の農政の基本方向」の中では、ニュアンスの違いがございしますが、私どもはこの「八〇年代の農政の基本方向」で御説明したやうなことを臨調でも理解をしていただいておると思つております。

○川村清一君 大体EC並みに近づいてきておるといふことは、これは結構なことだと思つて歓迎するわけですが、しかし、仮にEC並みになつたとしても世界の牛肉価格から見れば、これはアメリカの大体二倍ですか、それからオーストラリアで言えば三倍から四倍近いくらい日本の牛肉価格は高いわけでありまして、EC並みになつたからといって日本の牛肉価格は世界の国際貿易の中で堂々と伍して行けるというものでは決してない。この点は同感だと思ふんですが、それで満足だ、だからもう世界の貿易市場に堂々と出て競争していかうといふんだというやうなことにはならない。とてもじゃないけれどもまだアメリカ、特にオーストラリアなんかには比べたんじやもう競争にも何もない状態だろうと私は思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のとおりでございまして、EC自身が、現在そういう状態にございまして、ECは御承知のやうに関税の上に可変課徴金というのを設けておまして、ほぼ一〇〇%ぐらゐの、関税プラス可変課徴金が一〇〇%ぐらゐの水準でございまして、これはいわば禁止的な可変課徴金ぐらゐの高さでございします。そういう形で障壁を設けておりますのは、やはりオーストラリアなりアメリカとの間で大きな格差があるからでございします。そのことは何もECに限らず先ほど先生申されましたやうに、オーストラリアとアメリカの間にも格差が一〇〇%、ちょうど倍ぐらゐの、物の値段の倍という意味でございします。アメリカにおきましても豪州との間で格差があるわけでございします、アメリカは御承知のやうな食肉輸入法という法律を持っておりまして、一定のトリガー水準を超えたら輸入を禁止できるといふ制度を持っておりまして、やはり同じ新大陸型の広大な土地を持つておりまして、格差のあるところにはそういう対外的な障壁があるといふことでございします。

○川村清一君 ECはアメリカ、オーストラリアに比べてはずっと高いと、日本もだんだんその水準に近づいてきておると。しかし、ECはECで多額の課徴金制度をもつてやつぱり保護している。いま局長の言われたとおりです。その点は非常に重大な問題だと思つてこれはわれわれ理解しておかなければならないと思つております。アメリカもやはり輸入に對してはそういう措置をとつておるといふこと、やはりこれも一つの保護政策であるとも私は考えておるんです。

そこで、私が特にこの際申し上げておかなければならないのは、わが国の牛肉価格というもの、やはりこれは土地資源の制約を受けておるし、あるいは肉用牛の生産の歴史的な経過等々ありますから、国際的に見るとかなり割高であることはこれは言うまでもないわけであります。これは事実なんです。また、これに對して国内的においても、消費者からは牛肉が高い、高いと、外国の品物に比べて余りに格差が大き過ぎると、もつと安くせよと、こういうたやうな声が出ておることも事実であつて、それが諸外国から、特にアメリカあたりからは輸入の自由化の拡大というものが迫られておるわけであります。このときに、この時点で今回の酪農法の改正をやつたと、それで特に牛肉に関する問題が大きく取り上げられてきたと、そこで、内外の厳しい要請に對応できる肉用牛の生産体制をこの際ひとつ構築したい、こういふことを一つの戦略目標としてこの法律改正をやつたのではないかと動ける向きもあるわけなんです。そんなことはないと思ひますけれども、先

なかな川村局長は深慮遠謀でありますから、先をずつと読んで大体そういう体制をつくるために、こういう法律の立案を考えたのではないかと、私がそう思つておるわけではないです。そういうふうにか考へる人もいるが、まさかそういうことではないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石川弘君) この牛肉の問題を担当しております、非常に残念なことではございしますが、大変いわけに論議をいたしますが、皆さんの御意見が違つてを痛感するわけでございまして、どんなに安くて、いやどんなにあれでも構わぬから安い物を入れろといふやうなお話から、完全自給自足で、一片たりとも入れなくてもやれといふやうなお話まであるわけでございしますが、私は率直

肉の需要量は、五十六年度の場合四十三万八千トン、このうち三十三万三千トンが国内生産量、一万六千トンが輸入量、こうなっております。これは農林水産省からいただいた資料による数字であります。そこで、農産物の需要と生産の長期見通しでは、牛肉の需給は、六十五年になると需要量は五十九万四千トンから六十四万四千トン、このうち生産量が四十四万トン、輸入量が十八万五トンとなる、こういう見通しが書かれているわけであります。

そこで、本改正案による肉用牛生産の近代化の基本的な指針においても、当然牛肉の中長期需給の姿はこれと整合性を持つているものと私どもは判断しているわけであります。間違いないです。

○政府委員石川弘君　いろいろと精査をいたしたますが、基本的にはいままでの生産の状況等はその長期見通しの線上にはほぼ近いところを走っております。ただ、長期見通しをつくりました際の、いわば国の経済全体の伸び、これは特に需要を相定いたしますときの可処分所得の見方等によつて少し動きますので、これはやります際にまた精査をいたしますが、いまのところ基本的にそう大きく動くものではないかと思っております。

○川村清一君　私も微動だにしないということを

言っているのではなくて、経済の状況によつて変わることは当然ですが、その見通しとしてはそういうようなものです。でなければ、前のあれと整合性を持たなくなりますから。ただ、ここではつきり申し上げておきたいことは、この長期見通しを立てる段階において、日米の農産物貿易交渉の結論がどうなるかということとは出てない、出てない中でこういう見通しのできておる、これが一つの問題です。したがつて、この日米貿易交渉の結果、牛肉の自由化や大幅な輸入枠拡大が行われる

は、見通しというものは根本から崩れ去ってしま
う、これははっきりしておる。で、牛肉の自由化
や大幅な輸入枠の拡大で、アメリカの言っている

七

ことにも譲歩するようなことになれば、肉用牛生産の振興どころか、せっかくいま法律をつくってこれをやろうとしているその振興どころか、肉用牛生産経営そのものが壊滅することになると私は思うわけです。で、このことは本委員会においては何度も議論されて、それで本委員会において特別決議においても自由化反対というような決議がされておるわけですね。

そこで、政府としてこの酪農振興法の一部改正、題名、酪農及び肉用牛生産の振興法ですね、この法案を提出した政府の責任としても、日米農産物交渉において、交渉もいよいよ大詰めになってきておるようでございますけれども、そういう決議があること、いま審議しているこの法案との関連の上にも立つても、絶対にこれは自由化や大幅拡大といったようなことを認めてもらっては困るわけであって、この点は政府は重大な決意を持って臨んでもらわなければならない。われわれにこういう法案を審議させておいて、この法案が雲散霧消するような、さっぱり機能を発揮できないような、そういう状態をつくるようなことだけは断じてわれわれとしては認めることができませんので、そういう立場でひとつがんばってもらわなきゃなりません。この点は、これは畜産局長でなくて最高責任者の大臣の責任ある決意の表明をいただきたい。

○国務大臣(金子岩三君) ただいまの御指摘は当然でございます。私の持論は、やはり足りないものは輸入に仰ぐけれども、余るものまで輸入して冷蔵庫で持ち越しして持ち越すようなそういうことはやらない。したがって、この法律が施行されまして、やはり肉用牛の生産は多少なりとも上昇する、こう計算をしておるわけですから、需要の伸びと生産の伸びを、目安の需給の動向を検討して、足りないものは輸入する、それで足るものを余るように入力しない、こういう考え方でいきますと、現在の十三万トンの輸入枠が恐らく、将来はいざ知らず、当分は枠の拡大は必要ないんではないかということをおし上げておるわけ

でございます。したがって、御指摘のとおり、自由化はもちろんのこと、輸入の枠の拡大については需給の動向を慎重に検討いたしまして、昨年五月の本委員会の決議もございまして、十二月の申し入れもありません。わが国の畜産農家にいささかも迷惑をかけることがないように、責任を持って努力を怠りません所存でございます。

○川村清一君 この法案に関連して、価格の問題からいって流通の問題であるとか、乳用雄牛の価格の問題であるとか、まだいろいろあります。が、まあ質疑の中で局長の考えも大体聞きましたので、これは省略させていただきます。

次に、簡単に家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対して意見を述べて、お答えをいただきたいと思うんですが、けさほど専門の学者先生あるいは技術者から貴重な御説明をいただいて、大変勉強をいたしました。お二人の先生には心から敬意を表する次第でございますが、そして、その先生方の御意見を聞いて感じたことであります。が、学問的には実験してきちつとできてこれは普及してもいい段階にきておるといふことですが、これは法制化することはいいと思えます。思いますが、あの先生方がおっしゃっているように、それをいわれる移植する技術、これは相当むずかしいようだが、むずかしいというか、相当勉強してなれないとできないというふうなふうな受けとめたんです。ですから、法制化はしましていよいよ普及する段階において、その技術を行う技術屋の指導ですね、これにつきましましては万全を期してやっていただきたい、その技術屋の養成について努力していただきたい、こういうふうには私は思うわけでございます。

それからもう一点は、同僚議員からあのことときあったわけですが、要するに精液の輸入あるいは受胎卵の輸入、こういうものがどどん行われることによって国内の家畜改良、増殖、その増殖そのものが、増殖事業がそれによって混乱が生じないように十分な注意を払ってやっていただきたいと思います。もちろん、不良遺伝子を持つそう

いうものの輸入は絶対に避けてもらわなければなりません。まあ、そういうようなことを私は感じたわけですが、ありますが、これに対して局長の御意見を聞いて私の質問は終わります。

○政府委員(石川弘君) 受胎卵の移植技術の普及のための研修でございますが、五十七年度からすでに国の種畜牧場におきまして研修の場を設けまして指導者養成をやっております。私の聞きまして、私も実は見てまいりましたけれども、教える側、習う側がもう大変な熱意で勉強いたしておりますので、御期待に沿うようにこの指導者育成をやつてまいりたいと思っております。さらに、北海道ほかの八府県におきましては受胎卵移植技術の利用促進という実験的な事業もすでに開始をいたしておりますが、こういうものと相まちまして、こういう新しい知識が正しく普及されるよう努力してまいりたいと思っております。

それから、もう一つ御心配になつていらつしやいます。輸入をいたします受胎卵の精液なりあるいは受胎卵でございますが、私も、まずそういう育種素材としてわが国の育種にプラスになるものを輸入するというのを大原則にいたしまして、われわれといたしましては、あの一定の要件の中で厳しくそれをチェックをいたしますが、もう一つはやはり使うサイド、いわば使う立場の方々からそれがはつきりされてないとかぬわけてございまして、幸い、獣医師さんなりあるいは人工授精師さんに限つて授精なりあるいは移植の技術がでるわけでございますが、そういう特殊の技能を持つていらつしやる方々の組織を通じて、それから利用者の方には、きょうの参考人も申し上げましたように、そういう非常にすぐれたものについてはその情報の情報があるわけでございますので、そういうものを流しながら、間違つてもそういう国内の家畜改良、増殖の組織あるいはその流れにマイナスにならないようにということをお心にかけて始めたいと思っております。

○藤原房雄君 酪農振興法の一部を改正する法律案並びに家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして若干の御質問をいたしたいと思います。

ただいまも同僚委員からいろいろお話がございました。私も酪農振興法の一部改正につきまして、今度、肉牛のことにつきまして基本計画を立ててやろうというわけでありまして、このたびのこの法律の改正につきましては、私もそれなりに評価をいたしました。また、家畜改良増殖法につきましても時宜を得たものだろうと、時の推移の中で必要なことであろうと、こう思うわけでありまして、しかし、最近、肉牛、酪農、いずれにいたしましても、取り巻く諸情勢というのは非常に国際環境や国内の問題につきましても厳しい環境にあることは御存じのとおりでございます。今日までも大変な御努力をいたいただいておるわけでありまして、いかにせん、日本におきまして短い歴史の中で、ECに追いつき追い越せというところで、酪農の方は北海道を中心にした地帯域についてはそれなりの規模だけで見ますとそこまですべてのところがありませんけれども、内容的にはまだまだ問題が山積をいたしております。こういうことから、今日までも当委員会におきましていろいろ問題について提起もされ、また担当の皆さん方も本当に大変な御努力をいたいただいてきたわけでありまして、特にこのたび酪農振興法の一部改正の中で、乳肉一体というふうな考え方をとつていこうと、このことは今日までもいろいろ議論もされておつたことでありますし、また私も、五十六年の二月に質問主意書でお尋ねをいたしましたところ、農水省から何の返事もなかったのですが、当時としてはどういふ考えだったのかわかりません。今日までこの厳しい環境の中で、いろいろ部内でも検討して今日の成案に至つたのであらうと思つておりますが、この法案が成案に至りました経緯と、そしてまた今後のこの法案に対するそれなりの期待をいらいらつしやる効果についてどのようにお考えになつて

いらつしやるか、まずその点からお聞きいたしたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 最初に、法案の御審議をお願いする際に私どもがいろいろと考えましたプロセスをざつと申し上げますと、一つは酪農の問題において、いままでどちらかと申しますといわば供給が過剰になるという前提が全くない前提で制度がつくられていたのではなからうかなと、大いにつくつて、つくればつくほどどんだんつくれるのだという前提でつくられていた。たとえば不足払いの制度なんかはそういう要素があつたのではないかと思ひますが、そういう事態が計画生産といふ場合のもので大分様相が変わつてきた。そういうことから、酪農問題についていけば計画生産下における酪農生産といふ酪農三法の関係といふようなことを検討をいたしております。

それからもう一つ、全然別の角度から、肉用牛生産が特に今後の日本の農業におきまして大きな問題点を持つてゐるわけでございまして、残念ながら肉用牛に関しては御承知のように法律の制度としては畜産物価格安定法だけでございまして、この肉用牛をめぐる現状から、何らかの法制度化が必要ではないかという二つの方面から検討を続けたわけでございまして、まず酪農の方から申し上げますと、酪農の問題いろいろ詰めてまいります段階で、どちらかといひますと、法制度の問題もさることながら、むしろ現行法制度下における運用の問題としてさらに詰めるべき問題が多いのではないかと。もちろん法律的にもいろいろとより問題として深く詰める必要はないかという問題もありませんけれども、酪農問題の非常に多くの部分は現行法の運用によつて相当カバーができるというようないふことにだんだんなつてまいりましたけれども、肉用牛につきましては、先ほども申し上げましたように、国内で肉用牛生産をやつていくという点に對する基本的な認識と申しますか、そういう点につきまして非常に大きく意見が分かれてゐる。しかしながら、先ほど申しました臨調の場等におきますいろいろな論議を通じて

ましても、私先ほど申しましたように、国内で極力合理的な生産をやつていくと、どんなに高くてもいいということではございせん、やはり酪農でもそうありたいように、日本に与へられた土地あるいは技術あるいは資金というやうなものをいながら、相当程度の努力をするといふことをやしながら、しかもそういうことで比較的安定的な生産ができるのであればそれを国内の供給にまちなして、それでも足りないものを輸入でやつていく、そういうことをやりますためには、国内でやはりどういふところを目指すのかといふことを明らかにしてやらなければいけない。そういう目での今回の制度の改正の中にあります基本方針な

り計画といふやうな制度が生まれてくるわけでございまして。それと同時に、非常に具体的な問題として、製品の肉の価格安定はしてゐるけれども、繁殖農家にとつては生産物であり、かつ肥育農家にとつては大事な生産資材であります子牛の安定といふことについて制度がないといふことに對して、いろいろと問題があるのではないかと。

それからもう一点、たとえば資金等につきましても、同じ畜産経営資金の中で、牛肉に關しては必ずしも十分ではないのではないかと、そういうやうなところが際立つて問題点として出てまいりましたので、そういういろいろな検討の結果を踏まえまして特に肉用牛の国内生産を振興する問題につきましては、対外問題等の中でいろいろと肉の問題が論議されておりました、特にこれを急ぐ必要もあるかと思ひまして、先ほど申し上げましたやうに酪農との一体性を考えながら国内生産を振興するといふことからこういう制度の御審議をお願いしてゐるわけでございまして。私どもの期待をいたしましては、こういう制度を実現させていただきました場合に、極力早くこの基本方針な

われる牛肉生産を前提として、足らざるものは外国から入れるという形で安定供給を果たすといふ意味の御理解をいただきたいと、そのように考えております。

○藤原房雄君 ECにおきましてもいろいろな経済をたどつて今日にあるわけでありまして、酪農に力を入れて今日まで来た経緯の中でも、やはり肉乳一体といふ形の政策といふのは必要ではないかといふのも時折叫ばれてきておつたわけでありまして。やはり日本の国はどつちかといふと濃厚飼料もほとんど輸入に依存してゐる。こういうことでえさが高騰しますと酪農経営といふのは非常に破綻を来す。またとれた乳用雄の子牛、これをどういふ価格で売却できるのかといふことで酪農経営も乳価と乳量、こういうだけじゃなくして総合的に酪農経営の中でそういうものの一体性といふものは今日までいろいろ見られてきましたし、またこういう形のものの、乳肉一体といふ考え方といふのは、やはり農家の経営の中では必要ではないかといふことも論じられてきておつたことは当然のことだと思ひますし、そういうことも踏まえて、私も五十六年にそういう考え方を持つべきじゃないかといふ質問主意書を出したわけでありま

す。いまいろいろ局長からお話ございましたが、わかりましたが、これも同僚委員からもお話ございましたけれども、乳肉一体といふことで、これは何も別なものだといふ考えじゃなくて、一つの農家の経営の中で一体として考えていかなければならぬことだと思ふんですが、非常に地域的に酪農に集中してゐる、酪農のウェートの大きい県と、それからまた肉牛の大きなウェートの県と非常に違いがありますし、また地域的にも乳牛ですと北海道あたり三七％を占める。その次といふと関東が二一％ですか、肉用牛になりますと北海道は九％の割合といふことで、東北一九％、九州が三三％といふことですね。これがまた各地域になりますと大きな差異が出てくるわけで、こういうことですから、経営の一体化の中でこれがどうい

う作用をする——作用といひますか、経営する方は一戸の農家なわけですが、この新しい制度によつてどのようにこれが運用されていくかといふことが、私ども今後非常に関心を持つて見ていかなければならないことだらうと思ひます。

このことを次に、またいろいろお聞きするわけでありまして、まず、酪農振興法で、今日まで四十年以来、この法律を中心として酪農近代化計画が第一次から第四次ずつと計画が立てられました。この四十年代、五十年の前半、非常に経済の大きな荒波をかぶつた、そういう時代でもございしましたけれども、第一次から第四次に至ります、第四次は途中でありまして第四次に至ります、近代化計画といふものが打ち立てられて、それに向かつて法にのつた計画のもとに進められてきたわけでありますが、第三次まで、そしてまた今後の第四次に對する見通し、先ほどちよつとお話ございましたけれども、政府としては、この一次、二次、三次に對してどのように評価をし、また四次についてはどのように評価をしていらつしやるのか。これは酪農振興法ができて以来の今日までの経緯といふことになるのかもしれませんが、けれども、まずそれを、政府の見解をお伺ひしておきたいと思ふのであります。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のように、一次から四次までいろいろな経緯をたどり、しかもその間に石油ショックその他の大きな経済変動も伴つたわけでございまして、そういう意味では目標と実績といふものの、これはいろいろと目標年次に至るまでに経済変動等のごとがございまして、見直し、改定もしておりますので、厳密に計画と実績といふ意味で比較することは大変困難でございまして、各全体としての基本方針等を通じて共通に目標をいたしました点は、需要に見合つて生産を増大させなければいけないといふこと、それから、生産性の向上を図るということ、特に飼料の自給率を上げると、この三つの点に中心が置かれてゐると思ひます。この各段階の努力がこれまでわが国の発展でどれくらいに動いてきたか

というように、そのことは結局酪農をいまの現状にしたわけですが、そういう意味で、各年次年度の目標なりとそれから結論というもののより、三十九年にこの目標がまず立てられた一次の時点と四次の五十六年の時点とを比較してまいりますと、その動きというのは大変はつきりしてまいっております。生乳の総生産量でございますと、三十九年が三百五万トンでございます。それが五十六年にはその二倍以上の六百六十一万トン程度まで倍増いたしております。それから戸当たり飼養頭数が、三十九年が三・一頭でございまして、御承知のようにほぼ二十頭、一九・八頭という数字でございます。それから酪農部門に投下します労働の生産性と申しますか、一時間当たりでどれくらいの生乳生産量があるかというように、比較いたしますと、三十九年が八・六キロでございましたが、五十六年には三〇・三キロ、これも四倍近い数字に上がっております。それから経産牛一頭当たりの管理労働時間でございますと、三十九年が四百九十時間でありましたものが、これも三分の一程度の百六十七時間管理ができて、ただ、飼料自給率はむしろ三十九年の方が、頭数の少なかったころの方が五九という数字が五十六年に四二と出ておりますが、これは御承知のような規模拡大、頭数の拡大とそれから粗飼料の方の拡大が必ずしも伴ってなかった、そういう意味でこの近代化計画の中で最大の弱点かと思っております。

で、もう一つ御指摘の四次酪近で現状はどうかということでございますが、これは五十五年に作成をしたわけですが、基準としました年次は五十三年度でございます。五十三年度を基準年次にして六十五年を目標にしたいわけば第四次計画を立てたわけでございます。ここでは生乳の地域別の需要見通しなりあるいは地域別の生産量の目標とか近代酪農経営の基本的指標といったものを示したわけですが、実はこの五十三年度を基準にして六十五年を見通しました際には、御承知のようにいわば過剰問題に

直面しました計画生産にぶち当たる時期でございますので、このいわば五十三年と六十五年見通しを真つすぐ結んだ線で、その真つすぐ結んだ線上から見てどうなっているかという比較で申し上げますと、五十四年以降は実はその需要よりも生産の方が伸びておりまして、生産が二%から四%ぐらいい目標の数字を上回った数字が出ております。それからこれは五十二年から五十四年度に発生しました過剰乳製品在庫を需要に充当したこととございまして、五十五年以降実績値で申しますと今度は試算値を、一、二%下がるというような形で推移をいたしております。

それから基本的指標、これは経営規模等でございますが、経営規模は着実に伸展をいたしてございまして、三十頭以上の戸数のシェアが北海道では四〇%、それからこれは五十三年度では二〇%でございましたのが四〇%になっております。都府県でも五十三年度は五%でございましたのが一〇%と、いずれも大規模階層が増加をいたしております。

それから投下労働時間当たりの生乳の生産量、これは北海道の四十頭以上経営では、指標値を二割程度下回る、他の経営ではほぼ同じ水準でございます。

それから管理労働時間でございますが、各経営形態とも指標値につきまして二割程度上回っております。なお一層の合理化が必要だという数字になっております。

それから飼料作物の生産量につきましては、指標値の二、三割程度、それから自給飼料、飼料自給率では北海道では二割ぐらいい、都府県で五割程度下回っております。これはいづれもその後六十五年の目標値に対して相当の今後の努力が必要という数字になっております。

○藤原房雄君 いま第一次から第四次につきましては、三、三次までとそれから四次についての現状、お話があったわけですが、今度の法改正によりまして、今度は酪農肉用牛生産近代化計画、これ今度立てるわけですね。それは肉用牛につい

ては今日までの経緯を見てこの基本計画を立ててになるんだらうと思っておりますが、酪農の方についてはいまお話ありました六十五年までの第四次があるわけでありまして、これはこのまま、現在策定したこの四次の計画で推進していくのか、これを一体化ということの中でまた調整があるのかどうか。それからまた、基本計画を立てられるに当たりますと、地域の現状とかまた現在の国際情勢の中で非常に地域におきまして苦悩いたしておられるわけでありまされども、いつごろまでにこの基本計画は立てられるのか、その辺のことについてお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(石川弘君) 基本方針の策定の時期につきましては、施行後六カ月を目途にやろうと思っております。

それから酪農の基本方針、変えるかどうかというお話でございますが、これはもちろん現時点でのいろんな指標等を使いまして見直しの作業をいたすわけでございしますが、現段階までいろいろとお話を聞いておりますと、特段大きな変更をする必要はなさるかと思っております。ただ、乳肉一体経営といったようなものを頭に置いておきますと、経営の育成方向等がどういうようにな要素を加味しなければいけないと思っております。数字でたとえば牛乳の生産量をどうするかというように、大きな動きはないと思っておりますが、どういふものを目標として経営を展開するかというように、これは盛り込むべき新しい事項がございしますので、これらの点についてはさらに検討を進めたいと思っております。

○藤原房雄君 先ほど現状の第四次計画について労働時間や飼料、それらのものの推移についてお話があったわけですが、総体的なこの計画についてはそれなりに推移をいたしているようでありまして、当然これ乳肉一体ということになりますと、それに伴いますと、数字的なものについてはそう変わりはないのかもしれませんが、今後の運び方等については一応やっぱり考えなきゃならないという問題が出てくるのだらうと思っております。

今回、臨調、それから農政審議会の報告、こういうものの中で非常に農業に対して厳しい眼が向けられ、そしてまた、いろいろな指摘があったわけでありまして、臨調についても、速やかにEC水準を達成し、内外格差を縮小することを目標に、毎年度牛肉の行政価格を見直すという、こういう厳しいといひますか、指摘があったようでありまして、そこで私ども一口に肉用牛の生産の近代化と、こう言うわけですが、酪農につきましても追いつき追い越せということでも多頭化飼育、先ほど局長がお話しになったようなデータを見ますと、自給飼料の面は別としまして、労働時間から、そのほかの管理、いろいろな面については確かに年々向上している面はありますけれども、やはりそれを営んでいる農家という単位を見ますと、これは個人差もありますし地域差もありますけれども、総体的に見ますと、やっぱり農家経済という、農家経営というのは大変な急激な経済変動また規模拡大ということの中で現在非常に苦悩していることは間違いありません。肉用牛の生産につきましても、やはりある目標のもとに基盤を確立しなきゃならぬ、そういうことでいまこれから対策を講じようというわけでありまされども、何といひましても一年一産といひますと、酪農牛みだいにどんな品種改良によりまして一頭当たりの乳量をふやすというふうのことは違つて、なかなか時間がかかる、金もかかる、農家の経営上いろいろな問題が出てくるだろうと思ふのです。こういうことで、内外の諸情勢の中から価格差を縮めるといふことが至上命題としていまあるわけでありまされども、総体的に近代化、今度の法律改正によりまして近代化を目指すということは、言うはやすくして実際には非常にむずかしい問題が山積していると思ふのです。こういうことで近代化といふのはどういふ方向を目指して進むということなんだというように、これは基本計画との兼ね合いということになるかもしれませんが、農水省としてはお考えになつていらつしやるのか、そこあたりの問題に

ついでお尋ねをしておきたいと思うんです。

○政府委員(石川弘君) いわば酪農がいろいろとたどった道が一つの例になろうかと思ひますけれども、一つは、やはり何と申しまして規模を拡大するということであろうかと思ひます。特に繁殖経営の場合におきましては、これが一番規模が小さい一、二頭飼いが圧倒的に多いというような話でございましてけれども、先ほど申しましたように、この数年の流れの中で五頭以上層で全体の四割を供給できるようになった。このことがやはり和牛の場合でも非常に強い力になったわけでございます。規模拡大、これは決して数が多いほどいいという意味ではございせん、背後の飼料基盤だとか、あるいは労働力の燃焼の問題だとか、資金の問題等当然ございせんから、大きいことはいいことだ式ではございせんが、いまの一、二頭飼という形ではこれはなかなかそういう合理的生産はいけないうわけでございますので、先ほど言いたいらんなタイプに近づけて、専業はそれなりに大きく、兼業的なものはほどほどの大きさでということ、大型化は一つの絶対の要件かと思ひます。

それからもう一つは、何度も申しますやはりえさでございます。この場合、繁殖もそうでございますし、肥育もそうでございますから、経営的にいいのはどういふ経営かといへば、粗飼料の給与率が高いのがまず間違いなくいい経営でございます。その粗飼料の給与率が上げられるような体質に持っていく。これは飼料基盤の整備の問題であつたり、既耕地の飼料作物の導入の問題であつたり、いろいろありますが、そういう粗飼料給与率を上げるという方向でございます。

それからもう一つは、これは肥育の場合に特に問題でございますが、わが国の肥育がどうしても穀物に頼りがちでございますし、肥育期間が大変長いというふうな意味での経済肥育の導入、いろいろな物の考え方では最も効率的に使われる期間で肥育を完了すればいいわけでございますが、非常に高品質のものを求めるといふようなこと

ともあろうと思ひますけれども、肥育期間の長期化というのはこれはコストを上げる大変な要因でございまして、これは市場取引のあり方の問題も含めて改善すべき点であるかと思ひます。それからもう一つは、やはり事故の率を下げたいという、特に乳用雄等におきましてスモールの段階での事故率が大変高いわけでございます。乳肉一貫経営等の中で事故率を下げていくというところはやはり経済効率を上げるゆえんであるかと思ひます。そのほかいろいろ問題があるわけでございます。かつて行われたような、たとえば非常に高金利の資金を使つてむちやくちやにいけば経営を伸ばすというふうなことは、これは金利負担一つ考えましても不可能でございますので、そういう資金手当て等を法的にやるような問題もあるかと思ひます。そういう意味で、今度の基本方針の中で一定の目標を掲げようと思つておりますが、そういう目標を地域の実情に応じましてひとつ具体化をしていただきたい。やはり背後に余り粗飼料供給の力もないのにいきなり多頭飼育に向かうというふうなことでは、えらい購入飼料比率の高い経営になるわけでございますので、そのようなことを今度の基本方針なり都道府県計画なり市町村計画でつくりまして同時に、その個別実行に当たりましていろいろな指導組織等を使いまして、過去のいろいろな例は受け継ぎますし、あしき、いゝわ何と申しますか反省すべき点は反省しまして、目指す近代化、近代化と申しますと何となくはでに聞こえるわけですが、じみちな意味での経営の近代化をやっていくという考え方でございます。

○藤原房雄君 そういう点では確かにきめ細かな地域またはそれぞれの伝統的な土地に根ざしたまいた行き方もいろいろあるのだらうと思ひますが、それは国からの基本方針を受けて県、県から市町村、それぞれで計画を立てられるのだらうと思ひます。まず、農水省としまして、今度の法改正によつて法律の題名が変わつたり、また今度は融資制度につきましてもそれなりの配慮をしているというところが一つの柱にもなつておるんですが、やはり何といつても農家の経営の安定のためには、飼料基盤とかそれから労働力、こういうものが制約されるようなことではなかなか大変なことになります。ですから、どちらかというと、複合経営、家族労働の中でどれだけのことができるかというところでありまして、特に私も心配をいたします。保育とか育成とか肥育とか、それぞれに作業手順といふことが、違つてありますから、そういう点で、技術的なことや、それから働く者の立場からしますと、やはり一貫性を持つてこれを推進するということとはなかなかむずかしいようですね。

今日までも国の政策として草地造成ということが非常に進んで来て、国営、県営、それぞれパロット事業なんかですいぶん進められてきておるんですけども、さっきの局長のお話の中にもありました、やつぱりこういう自給飼料ということよりも濃厚飼料を与えるものの方が非常に多い。それは草地がないからということだけではなくて、肥育する上においては、最近このサシ志向の中ではどうしても濃厚飼料で、しかも放牧という中でではなくて屋内肥育、こういうふうにも偏重してしまつて非常に多いようですね。各地を見ましても、国の当初の計画でつくりました草地が実際に草が生かされていらないという、東北、北海道を回りましてそういうことを特に私も痛感しておるんですけども、これはやつぱりただ一つのことだけではなんでもありません。これは消費者の嗜好というものもありますし、また食肉の規格というものをもう少しこれは考えなきやならないのではないかと、こういうことも私現場を見てしみじみ、この前も岩手県の各地を回りましたけれども、そういうことも思ひますし、そしてまた、これは消費者の好むものをつくらなければ結局売れないということになるわけですから、あれですけれども、総合的な改革というのか、対策を講じませんと、草地造成、それが即飼料の自給率向上ということには結びつかない今日の農家の非常にジレンマというところがあるんですね。こういうものをどう克服するかというのか、対処していくかということは非常に大事なことでございまして、こういうことで、一つは、飼料の自給率の向上ということに対して、これは水田再編対策とも関連があるんだらうと思ひますが、今日の現状、そしてまた、これから飼料の、えさの自給率向上のためにどういふふうにかかるといふところ、それから、サシ志向による生産効率の低下に対して食肉規格を再考しなければならぬんじゃないか、こういう声も非常に多いわけなんですけれども、こういう食肉規格というものの絡みの中でどういふふうにかかるといふべきなのか、これは現場としては大変に大事なことでございまして、ぜひひとつ農水省の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) まず、飼料の自給率の向上の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、酪農の場合よりも肉用牛生産の場合の方が粗飼料の給与率が低い現状でございます。特にその中でも肥育の経営の場合に、肥育の場合でも乳雄の場合が一番低いわけでございます。そういう意味で、私も先ほど安定した、安い、極力コストを下げて生産します場合にはこの粗飼料給与率を上げることが何より大切でございます。そういう意味で、草地の基盤整備とか、あるいは先ほど申しました既耕地にいろいろな飼料作物を入れていくということが大変大切でございます。ありとあらゆる施策をそこに集中するわけでございますが、もう一つは、どちらかといへば、今度えさを売るといふ立場で、たとえば農協自身も何とか方式と称するような肉牛の生産方式の中では、こういうようなえさのやり方をして、こういうぐあいになると、こういう規格の肉ができる、そういういろいろな飼養の方式がございまして

す。床の方はコンクリートに鉄筋入ったちゃんとしたやつですから。こちらの方は真ん中の丸太の棒はもう電信柱の払い下げですから、これは比較にならないかもしれませんね。もつと農家の実態に即した建築様式といえますか、規格の緩和ということが当然ないと、補助金もらったつて結局自分も自己負担あるわけですから、もつとその土地に合ったもので大きくできるものが、またもつと安くできるものが、規格どおりにしなきゃならないために、結局はもう高い堅牢なもの、その土地にふさわしくないもの、ふさわしくないといいますが、畜舎としてですね。これはもうやっぱり農家担当の方でも頭を痛めていることですが、それを担当します建築とか土木とかという関係の方々はやっぱりちゃんと規格どおりにやつてもらわなきゃいかぬというふうなことで意見がいろいろあるようですね。そんなこと言つてたとしても高くてしょうがないというので、まあ無視でもないかもしれませんが、余りそういうことに気を使わないでつくっているところもあるみたいですね。これはぜひ、国が補助する以上はということなんだろうと思えますけれども、もう少しこれを事態に即したもので建築のできるような、これは今日までもいふん論じられてきたことですから、検討なさつていられつてやるんだらうと思うんですね。この点ぜひお考えをいただきたい。そして事態に即したものにぜひひとつしていただきたい。それが農家経営の借入金金の軽減ということに大きく結びつくことなんです。本当にもうこういう話は今日までもいろいろありましたが、部内でもいろいろな検討がなされていと思うんですね。どうでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 畜舎等の施設を極力効率的なものにするようにというお話、再々伺つております。私も実は、五十七年度に畜産局の予算を見直しをいたしました。この種の助成をすべて畜産総合対策事業という一本の補助事業に変えたわけですが、その際におきまして、事業費を極力軽減させますために、間伐材とかあるいは古材といったようなものを使うことはもちろんのこと、業者が施工するのではなくて、畜産農家自身が直接施工することも認めるように通達上も明らかにいたしております。それから、建築基準法上のいろいろなお話もございしますが、まあこういうものでもやはり人命の安全等で守らなければいけないものもあるわけですが、そういう基本的なことを守りましても決して大変な高価なものにつくというところではございませんで、私も極力そういうものも守りながら、うんと実用的でかつ低コストの畜舎を具体的に作りまして、そういうものがまあいけば一般的にどこでも応用できるような、それを使えばどこでも文句なしに安くつくれるというふうなことをやりますために、今年度低コストの肉用牛の畜舎の設計基準というものを定めるのを、これはいろいろと外部の人たちも頼みまして、すでに勉強を始めておりますが、こういうことをやりながら私も極力安いコストで牛肉生産をしていただきたいということをお願いしている立場でございまして、こういうことにはまあいけばむだな経費がかからないようにという意味で、補助事業なり融資事業なりあるいは指導事業を行つてまいりたいと思つております。

○藤原房雄君 いろいろ御検討なさつていろいろありますが、そのひとつ結論を得るということと、それからまた徹底をして、必要以上の負債にあえぐということのないよう、健全経営のために非常に大事なことで一言申し上げておきます。それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、牧草についてはお話をいただきましたが、粗飼料の生産ですね。これは水田再編とも絡んでくるんですけれども、最近の粗飼料生産の現状、それから農地の流動化といいますが、それからこの計画を立てるには、あつちに一軒こつちに一軒というんじゃない、やっぱり圃地化といいますが、ある程度のまとまりがなきゃならぬわけですね。こういうことで、今後の計画、肉乳一体の政策を進めるに当たりまして、何かこういうことについての農水省としての現状と、それから今後に対するお考えがありますか。

○政府委員(石川弘君) その粗飼料給与率を上げますためにいろいろありとあらゆる施策を考えておるわけですが、一つはやはり草地開発のように絶対的な面積を上げる種、これは主として公共事業でございまして、それが一つ。それからもう一つは、既耕地にどうやって飼料作物を入れるかというところでございまして、これは水田転換がその大きな一つの問題でございまして、もう一つは水田裏にどれほどのえきが入られるかということ、それからそういうことをやります場合に、いまでも先生も御指摘にありましたように、個人個人ではできませんので、作物を集团的につくる生産組織をつくつていくという問題、そういうことが一つの課題でございまして、それからもう一つは、比較的低利用になつたりあるいはまだ利用されてないような資源、稲わら等で非常に利用が低いところもございまして、こういうものをどうやって利用するかということ。それから、先ほどの草地開発の面積拡大と実は同じことでございまして、若干角度を変えて申し上げますと、いまあります公共牧場の利用度が低いのをどうして利用度を上げていくかという再整備の問題。それからさらに加えますと、日本の場合、粗飼料の種子その他優良なもの、あるいは日本の風土に適したものなどをどうやって入れていくかというような問題が問題意識としてございまして、実は五十七年度に畜産総合という補助事業を立てます際に、この種の補助事業を一体といたしまして、ありとあらゆる角度から組み合わせができるように補助事業としてはつくつてございまして。しかしこの問題は、何と申しましても、金があるからできるということじゃございませんで、たとえ土地の集積の問題といふのは、やはり周辺の農家がいかにか畜産農家に協力してもらえるかというふうな、かなりじみちな努力なくしては拡大がなかなかできぬ分野がございまして、このあたりは行政的な指導なり、あるいは団体の指導を通じて、いま申し上げましたような施策がうまく浸透しますように努力をしたいと思つております。

○藤原房雄君 まあ、話があつちこつちについて申しわけないんですが、酪農とそれから肉牛、これは切つても切れない関係にあるものですから申し上げるわけですが、一つは肉牛複合経営というところで、肉用牛の生産に今度は力を入れるといいますが、その意味は一体どこにあるのか。これはいろいろな見方があるんだらうと思ひますが、ことしの農業白書を見ましても、生乳需給の伸びは生産ほど高くない見込みはない、生乳価格の上昇も多きは期待し得ないという、そういうことが掲げられ、実質的に保証乳価六年ですか、ほとんど据え置かれたと言つても過言でないような現状の中にあるわけですね。これは国際的に、または国内の問題はもちろんですけれども、国際的に肉用牛の増産と価格をとかく他国並みにしようという一つの目標の中で、ここに牛肉生産に対して力を入れていくというところで、一方では酪農が非常に低迷状態にあつて、いま農業白書でもこのように書かれておるということでありまして、一つはやっぱり酪農の活路をここに求めているのかという、そういう見方もないわけじゃないわけですね。そういうことから、今度の肉牛複合経営という、こういうことを打ち出した、こういうことを進めようということの中には、保証乳価にはどういふ影響があるんだらうかという、こういうことに対しての農家の素朴な疑問といひますか、疑義といひますか、今日こういう六年据え置かれたという現状の中で、単純に外庄の中で肉牛生産に一つ一つ基盤を確立しなきゃならぬぞという、そういう受けとめ方ではないのか、やっぱり保証乳価に對してもそれなりの影響があるのではないかと、こういう心配をする方がいらつしやる。こういうことについて、ぜひひとつ農水省のきちつとした、これは局長いろいろ御答弁なさると思うんですね。大臣からも

ひとつこれはきちつとお答えいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 先ほども申し上げましたように、肉と酪農の制度を比べますと、やはり酪農の制度が一步前を走っていると思っております。そういうものに比べて肉用牛生産に関する制度はおくれをとっておりまして、今度の改正によりまして肩を並べて制度としても確立をしたというところでございます。したがって、こういうことをやりましたも、酪農関係から手を抜くとか、あるいは酪農の、別に価格の保証に関する規定を動かしているわけではございませんので、酪農のいわば価格制度については、現行のとおり運用をしていくというところでございます。

○國務大臣(金子岩三君) いろいろ御指摘いただいております。御心配のような向きが生じないようには十分配慮をして法の運用をさせていただきたいと思っております。

○藤原房雄君 時間もございせんから、次に移らしていただきます。大臣からも御答弁ございまして、非常に厳しい環境にある中で御努力いただいたという農家の方々が希望を持って仕事のできるようにぜひひとつ進めていただきたいものだと思います。

最後にありますが、これは大臣の今日までの御発言がありますから、こんなことを聞くのはやばいやないかとおっしゃるかもしれませんが、何といたしましてこれ相手のあることですからね、交渉事というのはアメリカとの話も、先月の二十六日ですか、経済局長行っているお話し合いをしてきたようです。何がどうなったという結論めいたことではないのかもしれませんが、今後の推移、粘り強くということで、過日の委員会でも大臣のお話がありました。今度、来週ですか、日豪牛肉交渉、これは東京で行うことになっておりますね。豪州側ではやっぱり輸入の枠の拡大やアメリカとの不公平を是正せよということが言われるんじゃないかというようなことも報道されて

おりますけれども、これはアメリカと同じだと一言言え、そうじゃないんという根拠もないんですが、これは酪農家にとりましては非常に關心事でありまして、その国その国の特徴があるわけでありまして、アメリカとまだ結論がついておりませんし、そこへまた豪州との話し合いというところでありますから、この辺のことについてひとつ大臣の考え、この交渉に当たります心構えといひますか、所信といひますか、大臣の腹の内をひとつお述べいただきたいと思ひます。

○國務大臣(金子岩三君) いつも申し上げておるのとおり心構えでございます。先ほどちょっと時間をおいていただいてみたときに、やはり豪州との事務的レベルの協議を二十日にやりたいという相談があつておるので、これは外交ルートを通じて来ておるわけですが、これはアメリカという相談があつて出たんですが、これはアメリカは五十九年度以降のことなんですが、豪州のやつは五十八年度、現年度のこと、豪州の方は一年早く取りまとめなかならないようになっているわけですね。したがって、この二十日に協議に入つて、それから、日本の国内事情の説明をよく理解を求めたいということ、いわゆる数字等には触れないという方針で今度の事務的レベルの協議を進めていくようにしております。いずれ五月、六月にもなりますと具体的に問題が粗上にあると思ひますが、いま藤原先生おっしゃつておるとおり、アメリカとの関係がありますので、非常に微妙な関係がありますので、その点十分ひとつ配慮をして慎重に取り組んでまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 これ最後になります。大臣、先ほど、私の心構えとしてというお話、同僚委員にお答えになるときお話ししたんですが、金子大臣は私どもも信頼をいたしておりますから、大臣の心構えとして対米交渉に、またオーストラリアの問題につきましても、そういう御心構えだろと思うんですが、これはまあ大臣の心構えというより、日本の農政を預かる方として、これはもう動かないものであつて、非常に大事なときで

ございまして、そのためのまた一環としての今度の法律の意味もあらうかと思うわけでございますし、ぜひひとつ基盤の確立とともに、諸外国の動静等もございまして、それらの問題につきましまして、要するに日本の農業が後々に禍根を残すことのないような政策に對しまして、責任を持つてひとつ進めていただきたいと思ひます。家畜改良増殖法については、これはいろいろお話を聞きしたいこともございましたが、時間ありませんから、もう最後に一つだけ。

これから外国への門戸が開放されていいもの、ほとんど日本に入つてくるということですから、それなりにこれは評価をしないやならないことだらうと思ひますし、時代の推移の中で当然そうあるべきだと思ひますが、ただここで私が心配すること、これは日本は日本の長い風土の中で培われてきたものがあるわけでございますから、日本の国に役立つといひますか、日本の風土に適したものというところで、やっぱり品種改良ということについても技術の発展とともに、これはいままでのいんな経緯の中から外国の証明のものはそのまゝ認めるということになつておるわけでございます。でも、ぜひその点は慎重にこれは進めていただきたいとせんと、まあ優秀なものを入れるんだからということですが、日本の国の今後の畜産の方向性といひますか、こういうものがここでも大きくゆがめられることのないような慎重な取り扱い、そしてまた対処、日本の国に適した、日本の国の畜産に大きな貢献のできるようなこの制度の運用といひますか、これについてひとつ十分な慎重な御配慮をいただきたいといひます。一言言つておきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 私ども御指摘のとおり考へておりますし、関係者もそのつもりでございますので、そういういま御指摘の趣旨に従つてやつていきたいと思つております。

○下田京子君 今回の法改正というのは、現行の酪農振興に肉用牛を加えて一体化、総合的に振興を図らうと、こういうことでございまして、し

すと、昭和四十年改正で酪農近代化計画制度というものが創設されました。いろいろ他の委員からもお話がありましたけれども、この酪農近代化の果たした役割、積極面と同時にマイナス面を十分に検討して、これを肉用牛の今後の計画の中に生かしていくことがとりわけ重要ではないかと思ひます。今日の酪農が一つは深刻な負債問題を抱えていて、それから二つには、計画生産ということでもって生産調整が余儀なくされているような状況の中でのいわゆる過剰問題、こういう点が生まれてくるのは御承知だと思ひますが、なぜこのマイナス面が生まれたのか。この点をしっかりと反省して肉用牛生産に生かしていくことが重要だと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のように大変な進歩を遂げたわけではございますが、その過程におきまして残念ながら需給調整の要するような需給の状態になつたり、あるいはそれのもつた原因は経営の弱体化の事例がないわけではございません。私どもやはりこういう生産物については需給に應じた生産をするということが基本でございます。その点、牛肉につきましましては御承知のようになまだ自給自足ができない、むしろ足りないものであるといひます。どちらかというと生産増強型に考え方をやつても、いまのところ奥行きのあるものではございまして、しかしこれとてやはりいけば需要に應じた生産というのが基本でございます。それから、投資をします場合にも着実な投資、まあ酪農で一部見られますような、非常に急速な拡大を急ぎます余りに投資規模が急速にふくれ過ぎたといひますこともございまして、今回の計画等におきましては国が方針を示しますと同時に、その地域、地域に應じた都道府県計画なり市町村計画で、いわば何と申しますか、体の大きさに合つたようなそういう計画をつくつていただいて、過剰投資だとかあるいは不適正な投資といひますものが行われぬようにこの点は十分注意をしていきたいと思つております。

○下田京子君 いまもお話がありましたけれど

も、着実な投資が必要だと、それを具体的に政府がどうされていくかということが大事だと思ふんです。基本的には需給に応じた生産で生産増強型だと、こうおっしゃっているんですけれども、酪農の経験で大事なのは、やっぱり規模拡大ということでもって、その裏でどれだけ多くの人たちが泣いてきたかということだと思ふんです。もう局長も御存じでしょうし、大臣も、長崎ではどうか知りませんが、北海道の根釧地域に行きますと、これはもう大変なものでありまして、いまでも離農あるいは離村している農家がごまいます。そういうところに行きますと、一体なぜにこういうことが出たんだろう。着実な投資が必要だと言いつつも、実際には第二次酪近、これが第一次酪近と比べますともう急激な規模拡大をやっているんじゃないか、計画自体の中で、第一次酪近がこれは北海道型で十五頭でした。それが第二次酪近で四十頭と、こうばつとついでにいます。実際はどうかと言えは平均二十七・八頭。現在ようやくその第二次酪近で立てたところに追いつくというふうな実態なんですね。だから、勝手にそういうことで投資が急激にやられたということではなくて、計画自体に問題があったんだ。そういうことで、本当にこういうことを押さえてかからなかったら重大だと、こう思ふんです。どうですか。

○政府委員(石川弘君) 肉用牛の生産目標をつくります場合には、先ほど申しましたような背後の土地利用の条件なり、あるいは兼業か専業かというふうな情勢なり、あるいは一貫生産か繁殖型かあるいは肥育型かといういろいろな形をとらえまして、現実的に到達可能であり、かつそのことが少しでも経営のいわば近代化に役立つというふうなものを目標に掲げながらやっていきたいと思つております。したがって、私どもとすれば、いわばここまでおいでといったような非常に高い目標を掲げて引つ張るというよりも、特に肉の場合にはなかなか規模が大きくなりませんから、比較的身近な目標を焦点に置きながら誘導をしていくつもりでございます。

○下田京子君 そうしますと、明確にはお述べになつてませんが、酪農でやられてきたような形のこまごまでおいで式ではなくて、こういうことでやられると言われているが、さっき他の委員に対して一定の基本計画、考え方としてはこうなんだとお示しになりましたね。繁殖で言えば箱作複合の場合には五頭、放牧だつたら十頭から二十頭、そしてまた肥育だつたら三十頭で、専業は百頭以上と、こういうお話なんです。昨年八月に出されました農政審の報告で、「八〇年代の農政の基本方向」の推進ということで、六十五年度を目標にして肥育経営でもつても都府県で七十頭、北海道百頭と、こういうことが出されているわけなんです。ただ目標はあくまで目標だということであつて、実態に見合つてやっていくんだよというふうなことのなかで、それは念のため確認しておきたいと思ふんですが、酪近計画の中でどれだけ多くの人たちが泣いてきたかというところを、実態も含めて、あるいはまた酪農について人たちの声も含めて御報告しておきたいと思ふんです。

北海道の酪農家の場合には、第一次酪近で当初、昭和四十年四万九千六百戸ありました。いま現在どのくらいになつてゐるか。この十七年間の間に実に三万二千二百戸離農して、現在一万九千四百戸になつてゐるわけです。その離農していった人たちが一体どういう気持ちで離れていったのか。これはNHKブックスで三年ほど前に天間さんという方がまとめた本がございまして、十勝の中で離農していった一万八千人の方を追跡したんですね。その人たちの声を言いますと、酪農をやめてよかったと思つてゐる人は本来的にいない、こういうことを言われているんです。それから、「酪農をやめてみて淋しい思いが三年くらい続いた。今でも農作業の夢をみまします。一生一代の転換をしたので、後を継いだ人は一生懸命に農業をやつてほしいと思ひます。」というところから、「若かつたので仕事のつらさは大して感じなかったけれど、昭和四十七年か八年頃にお産した牛が腰が立たなくなり、治らず家畜処理場に行くことになり、車につく時、牛が泣くんです。牛にもきつとわかつたのでしよう。その時の気持ち、自分も涙が止まらなかつたのです。家族と同じ悲しさでした。このことは一生忘れることはできません。」みんなこういう思いを抱きながら離れていったんだと。ですから、肉用牛の生産の計画という中であつて、またこういう第二次の犠牲者を出すということがないようにというところを肝に銘じて進めていただければいいかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 経営規模の拡大の過程で、要するに経営規模拡大という背後には大きな土地利用が要るわけございまして、そういう場合に酪農した方々の跡地も活用しながら規模拡大をし、力をつけてきたというのが酪農の実情でございます。したがって、規模の拡大の背後にあるのは酪農等があるわけではございまして、これはやはり一つの経済の進歩の中で行われていることではございまして、私どもとすれば、もし現状で北海道で四万戸の農家が酪農したとすればなかなか合理的な酪農経営はできなかったんではないか。まあ、おっしゃる通りに酪農の場合にはろんな問題がございまして、酪農家のための施策もやつたわけではございまして、私ども、そういう形で残念な思いをなさっている方々のお気持ちは十分わかります。今後いろいろな投資をします場合に極力合理的な投資が行われるように、先ほど申されたような目標も、ある日突然何頭にするということではございまして、経営の努力をしながら頭数をふやしていった方がいいわけのいろいろの問題点は十分腹に据えてやりますが、私はやっぱり日本の肉牛生産の場合でも戸数がある程度ふえていく高にはそういうたとえは、二、三頭飼いはやめていっていただくというふうな農家の結果的にはある。しかし、そのことは全体としての日本の肉牛生産を強めていくゆえんではなからうかと思つております。

○下田京子君 問題だと思ひます、いまの発言は、結果としてそういう農家が出るということとは絶対にあり得ないということとは言えないでしょう。しかしそれを、規模拡大をやる中で、二頭飼ひというのは落ちこぼれていくのは当然だといふ考え方があつたらこれは問題だと私は言いたいと思ふんです。なぜならば、いまもう残つてゐる酪農家が現実やつぱり莫大な借金抱えているんですよ。いつ組断停止食うのかということ、いままもなおゴールなき規模拡大と言われてがんばっている人たちの中にも問題があるわけなんです。それから、そういうことをよく踏まえて、具体的な点でお尋ねしたいんですけれども、地域の具体的なことは加味しながらやっていきますと、こうおっしゃっているんで、それではということでお聞きしたいのは、広島県のママさん牧場のお話なんです。これは非常に棚田地帯で山間地です。ですから面積規模も少ないわけなんです。しかし、その面積規模が少ないところでどういふ経営をやつてどういふ肉用牛を育てているのかということ、お話を御紹介しておきたいんですけれども、五十四年から行われたママさん牧場の設置事業というのは、とにかくお母ちゃんを中心になつて農業を守ろう、そして家庭を守ろう、それから大事なのは農村という地域を守ろうということ、一人が三頭から五頭平均。で、年間大体百万円ぐらいの収入を得よう、こういうことで始められた。実施主体は県でございまして、推進するのが市町村。で、どのような仕事をやっているかという、グループの活動費に対する助成、繁殖の雌牛の導入だとか、あるいは畜舎の一部増改築、あるいは牛の運動場の設置、ミニサイロ、あるいはビニールハウスなんかの貯蔵施設、あるいは草刈り機なんか、こういうことについてミニミニ開発といわれるようなそういう助成事業をやつて育ててきた。で、結果としてどうだったかといふと、この地域の君田村というところのグループなんですけれども、このお母さんたちが年に十五回も勉強をやっているんですね。で、健康づ

くりの方も非常に熱心にやられている。それから三次市、ここに私行ってきたんですけれども、三つのグループがありまして、そのうちの一つのグループは二十八名の会員で、牛舎を改築したりして、五十四年当時百三十一頭だったのがその後二カ年で三十頭ふやしまして、五十六年には八十八頭の子牛を出荷して、年間百万という目標を達成した農家も出てきました。それから、神石牛で知られている神石町のグループの代表の大崎さんという方なんです、これは五十六年の第二十回農林水産祭で肉用牛部門内閣総理大臣賞を受賞されたんですね。そして広島県全体でもって、昨年福島県下で開かれました第四回の全国和牛能力共進会に出品した十九頭の広島牛がいずれも上位に入賞した。で、雌三頭がグランドチャンピオンになるということで和牛日本一の座を獲得して全国制覇をなし遂げた、こういうことなんです。

ですから、いま言うように一、二頭という答えですが、その一、二頭から出発していつて、そして三頭、五頭というふうに、こういうことで大変すばらしい仕事をやられているわけですから、こういうのもっとも政策の基本に据えた形で肉用牛の振興ということを進めていただきたいと思うんです。

○政府委員(石川弘君) 私どもも地域の事情に応じたいろんな御努力は大変結構なことだと思っております。いま御指摘の広島事例も国の家畜導入事業等をお使いになって、それに地域のいろいろな助成を使いながらおやりになったことと聞いております。特に生き物を飼います場合には高齢者の方がとか婦人の方々でも、そういう高齢者の生きがい事業といった形で入れているものもあるわけでございますから、そういうことも今後やっていきたいと思えます。

ただ、私が申し上げますのは、やはり一、二頭でそれで生計が立つということはこれは不可能でございますので、いろいろなそういうものを努力を重ねながら、やはりある程度経済的基盤を持つ形に伸びていっていただきたい。そうございませ

んと国民に納得のいく値段で肉を供給するということがだんだんむずかしくなるわけでございますので、その辺は各地域の事情に応じた御努力を期待しているわけでございます。

○下田京子君 ちよつと明確にお答えいただきたいんですが、地域努力結構です。こつちへ置くんではなくて、そういう努力を、その肉用牛生産振興の地域計画づくりの一つの政策的な考え方においてそういうものも包含しながらやっていただくということでも理解してよろしいですね。

○政府委員(石川弘君) 先ほど申しましたように、基本方針というものを国はつくりまして、政策誘導の方向づけをいたします。これを現実肉づけをしまして県計画、市町村計画をおつくりいただくわけでございますので、そういう中で地域の実情を織り込んだ計画としていただくことが望ましいと思えます。

○下田京子君 そこが非常に大事だと思うんですね。繰り返しませんけれども、本当に国が基本計画をつくって都道府県がつくって市町村がつくるわけですから、そういうときに生かしていただきたいと思えます。

ところが、ここでもいろいろ問題がございまして、一つはいろいろ努力しているんですけれども、子牛価格が低迷している。これはいろいろ言われておりますけれども、ぜひこの子牛価格の改善といえますか、これを図っていただきたい。今回は子牛価格安定制度ということ法的に明確化したという点では一定の意味はあるわけですが、中身を見ればさしては一定の意味はあつてきたところと変わつていないわけなんです、ぜひこれは努力していただきたい。さつき御紹介いたしました広島のママさん牧場のお母さんたちも、子牛価格が低迷しております、とにかくお勤めに出ているお父ちゃん、息子からは採算に合わないものは母ちゃんやめろと言われて、幾ら牛がかわいくても、そして農業を愛していても、こうなるともうどうにもならないということも言われていましたんで、ぜひこれも改善方いただきたい、こう思います。

○政府委員(石川弘君) いまのままでございませんで、私どもが予算措置だけでやっていくことが国の法律として、制度として確立するということはそれだけ信頼性が全く違うわけでございます。いままでともすれば金がなくなればあの協会はおしまひではないかと、こう言われてきました。が、今度は法律によりまして確固たる基礎を得るわけでございますし、具体的にまたとえば都道府県の協会が金なくなりましては金利水準等も大幅に改善をしておるわけでございますので、私どもはこの制度改正によりまして子牛価格安定のためにはかなりのプラスになると思っております。そのような運用をするつもりでございます。

○下田京子君 局長、よく聞いていてください。私は法的に明確化したというのは一定の意味はあると、安定にしたいんだから。だけど、中身の点では大した改善になつていないんで、もつとがんばつてくだされいよ、こういうことを言っているんです。

それで、資金問題でもお話し上げたいと思うんですが、さつきも他の委員からお話ありました例の畜産経営拡大資金の問題ですけれども、これは制度発足の三十九年当時九百五十四件ございましてのが最近、近年、この二、三年が十件台だということ、なぜこんなに落ち込んだんだというときに、局長の御説明では、その減退の理由として二つほど挙げられたと思うんです。一つは経営面での困難と、それから二つ目には自立経営資金の方が条件がよいと、こういうことなんで、全くそのとおりだと思ふんです。

問題はやっぱりこの自立経営資金、つまり、総合施設資金ですね。これはどちらかといえば中核農家が中心になるでしょう。この畜産経営拡大資金の方というのはどちらかといえば零細なんです。今回の法改正に伴ひまして償還期限を五年ほど延長したけれども、金利の面ではどうかといえは改善がないわけですね。この施設資金と比

べまして○・五%落ち込んでいっているわけですから、一つにはやはりこの金利の改善、あるいは運用面で条件緩和をして借りられやすく、しかも局長自身指摘されているように、経営が困難であるという状況の中であればもつと改善を図っていただきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 私どもも金融面につきましては、今回の資金の貸し付け、償還条件、据え置き期間だけではございませんで、近代化資金の借り方等につきましてもいろいろ改善の努力をしたわけでございます。さらに金利水準をも下げたというお話でございますが、私どもの今回のいろいろな交渉の経緯の中でやはり最大の問題点は償還条件、特に据え置き期間が短いことにあるのではないかと思つておりました、そこを五年間という、まあ三年を八年といひますのはかなりの長期でございます。そこに努力を集中しまして、こういう改善案を御審議いただいているわけでございます。金利につきましては、さらに安い方がもつといいという御意見があるとも思ひますけれども、全体のいろいろな交渉の中でこういうことが現時点でわれわれの努力としてやりました限度でございます。いろいろと今後問題としても考えていきたいと思つております。

○下田京子君 大臣、いまいろいろ出てきた予算面にかかわる点、こういう点での御努力は大臣の方からより積極的に図っていただきたいと、こう思ふんですが、直截的に大臣にあとお聞きしたいのは、この前、四月二十六日ですか、交渉したうと出かけられていたときに当委員会が私質問いたしました牛肉自由化、枠拡大の問題なんです。現在、こうして国内の肉用牛の振興というところで法律を審議し、通していつて、今後大いに力を入れていく、こういう中であつて、やはりアメリカ、豪州等の牛肉の自由化、枠拡大に毅然たる態度で臨むということがいよいよ重大になつてきたと思ふんです。ところで大臣、先般私言いましたときに私の質問に、いま自由化はもろろん枠の拡大はしないと、こういうふうに述べられました

た。で、いまというのは実は来年三月までのことなんだというところで発言されたんです。私はあのとき、それは重大だと言いました。現実いま、その日米の自由化、枠拡大問題で議論になっているのは、来年四月以降の話なんです。そういう点で大臣の決意というのは何の意味もないと思うんです。つまり、いまというのは来年三月までは枠拡大しないなんてことだったら、その辺の真意をもう一度明確にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(金子三三) 来年三月以降も枠の拡大は必要はないと私は考えます。大体需給状況、現在の状況を見ましても国内生産の伸びを考えると、それからいわれる消費需要の伸びを考えると、ではないか、ということも来年四月以降のことなんでしょう。それを申し上げているわけですから……。

○下田京子君 もう一度確認しますが、そうすると、二十六日、先般私が質問したときに、いま枠拡大必要ないというのは来年三月までだというのは誤りで、来年四月以降の、つまりいま日米交渉の問題になっていることについても、需給上から見て枠の拡大も必要ないということをはっきりお述べになつていらっしゃるということですね。

○国務大臣(金子三三) 別にただ、いまという表現をしましたから、来年四月以降のことではなくて、現時点の、今年度中のことを言ったわけでもないんです。私は、いまの時点で考えてみると来年以降の枠の拡大も必要はないのではないかと、こう申し上げておるわけですから、いまの時点で考える。

○下田京子君 そのいまの時点で考えてみるとそうだけれども、また後々変わるというふうなことになるように、先般来の日米交渉の再開のその中身等を見ましても、アメリカの態度というのが非常にかたいということは、大臣うなずいておられますが、おわかりだと思ふんです。ですから、いまの時点ではなくて、その交渉でどうなるかということも含んでおるんだらうと思ふんです。

けれども、しかし、そこはきちつとした態度で臨まなければならぬということを重ねて指摘しておきたいと思ひます。

○国務大臣(金子三三) きちつと私はしておりますけれども、ただ交渉事ですから、農林水産大臣だけでこの問題が処理できないということも下田先生もよく御理解いただけるでしょう。したがって、大事をとって言葉にあやを少し残しておるわけでございまして、私の信念としては必要はないと、こういう信念で進めておりますので、どうぞ御安心をください。

○伊藤都男君 私は、この行管庁が本年の一月、「畜産物の生産及び流通に関する行政監察結果報告書」牛肉を中心として」を出されておりますので、この点を中心にしたしまして四、五点お伺いをしておきたいと思ひます。

第一点は、この例の畜産振興事業団が行つています事業で、この差益金が五十三年度は四百四十六億円、五十四年度四百十三億円と、五十五年度は二百三十九億円と、こう減つてはきておりますが、この輸入牛肉差益金を財源として行つて指定助成対象事業の問題につきまして、行管としてはこのような勧告をしていくわけですが、それはこの差益金の性格から見て、肉用牛の生産振興対策を重点にしてこれからその助成対象事業をやつていきなさいと、こういうことを指摘をしていくわけでございますが、この勧告をどのように受けとめ、どういふようにこれから対処していこうとなされておるのか、そこを第一点お伺いします。

○政府委員(石川弘君) 実はこの指定助成対象事業につきましては、その勧告にもございまして、牛肉の差益から出ておるものでございまして、牛肉の生産対策、これは生産者だけのためというところではございせん、生産者が結果的に努力することによつて安い国産牛肉をつくれるようにというふうなものと、それから牛肉の流通消費対策が極力これに充てておりまして、比率で申しましても牛肉関係は五十五年度で九七%、五十六

年度九六%、五十七年度が若干下りますが八二%、それから五十八年度の計画では九八%というぐあいにはほぼ肉に集中して、牛肉に集中して現在も使つております。若干鶏とか何かに使うのに問題があるんじゃないかという御指摘があつたわけでございますが、これは非常に限られた生産技術の普及その他のようなものでございまして、私も当然にそういう運用をいたしておりますので、今後におきましても牛肉関係に主力として使つていくと。ただ、酪農に使つておりますものも、これは先ほど申しましたように、わが国の牛肉の供給の七割がこの酪農から出ておりますので、牛肉関係を主力に置いて使うというのは今後ともやつていくつもりでございします。

○伊藤都男君 それでは、第二点でございします。この中にも先ほど質疑がございましたが、例の牛肉の格づけ制度ですね、これについても触れておりました。格づけ頭数の割合は四五%にとどまつておると、そして、現行取引規格の適用条件は全国で統一されてないこと、あるいは部分肉取引規格による部分肉の格づけは二%にすぎないこと。またこの格づけが生産上の品質改善にも十分活用されてないこと、こういうことが指摘をされておりますけれども、この格づけ問題につきましてどのように今後対処されていくこととしておるのか、お伺いをします。

○政府委員(石川弘君) 格づけの中で、いま申されましたように市場取引における格づけはまだそれほど四五%台でございしますが、部分肉は実は部分肉流通のための規格というのができましたばかりでございまして、まだまだそこまで及んでないわけでございます。それから規格等につきましても、取引実態、これは同じ、ここは一種の商慣行がございまして、これが統一されてないというふうな実態がございします。やはり私もとすればこの格づけが消費のサイドでも、あるいは生産サイドでも非常に重要だと考えておりますので、五十八年度におきまして、学識経験者、それから生産流通関係分野の専門家を構成員とします検討委員会を設けまして、まず生産流通実態の変化に対応しました規格取引のあり方とか、格づけ結果の生産流通上の活用方策も含めまして検討に入つておるところでございします。至急問題を詰めて実用の段階に入らせ、またこの普及に努めたいと思つております。

○伊藤都男君 次に、この行管は、肉用牛生産対策について、その中の公共育成牧場の利用状況及び繁殖雌牛導入に係る事業に就いておりました。維持管理が不十分なため有効利用をされてない牧場が中にあるんだと、こういうことも指摘をしております。

そこで、農水省としてこの牧場の経営利用状況の実態などをどのように把握をされておるのか、あるいはまた公共育成牧場を活用し、子牛生産基地としての機能向上を図るためどのような今後方策を講じようとしておるのか、これをお伺いをいたします。

○政府委員(石川弘君) 公共育成牧場は全国で約千二百弱のものがございまして、これはそうでなくとも土地の利用が問題な中で、比較的公的な、これは公共団体とかあるいは農協等でございますが、公的な利用を通じて草地利用するわけでございします。私どもとすればこれが何とか活用できるようにということをやつておりました。公共育成牧場の利用現状につきましてもいろいろ調査をいたしております。その結果、一部におきまして御指摘のような利用度が低いものその他がございします。もちろんこれつくりましてから現在までの間に畜産の状況も大変変わつていくというふうなこともございしますけれども、私どもはせつかくの広がりというものを有効に活用する必要があろうと思つておりますので、五十八年度予算から公共育成牧場の再編整備、それから利用農家の飼料基盤の整備、これは夏山冬里と申しまして、夏は公共牧場にやりますけれども、里へ返しましたときに農家の周辺で草地が造成されてないということから利用度が低いということもございします。こういうものの再編整備対策だと

か、あるいはその中でも指摘されております放牧衛生対策等を充実させてまいりつゝもでございます。

それからもう一点の御指摘の繁殖雌牛の導入事業でございますが、これはものによつては規模拡大のためにやっておりますが、これは、勧告の中では規模拡大じゃなくて現状維持程度のものであるということでございますけれども、先ほども申しましたようにこの繁殖のところが一番経営規模が小さいのですが、何度か申し上げますが、一、二%ぐらいの農家がすでに五頭以上になつたとか、あるいは五頭以上層から四割の牛が出てきてゐるということもこの種の事業の成果であらうと思つております。そういう規模拡大につながるという方向に進みますようにさらに地域地域を指導してまいりつゝもでございます。

○伊藤都男君 行管はさらにこれは勧告という形で、牛肉を安く供給するためには、「繁殖段階においてはもとより、肥育段階においても生産コストを低減する必要がある。」そして、「肥育段階における生産コスト低減のための方策としては、肥育期間の適正化と粗飼料の有効活用が考えられる。」と、こういうように前提を置きながら、いろいろのことを指摘をしながら、そして次の処置を講ずる必要があるのではないかと、こういうことを述べているんですが、一つは、「肥育期間の適正化が図られるよう、都道府県等を通じて肉専用種肥育経営農家に対し適切な指導を行うこと。」。第二番目として、「濃厚飼料依存型の飼養形態の改善を図るため、サイレージの普及等による粗飼料給与率の向上につき検討すること。」なお、稲わらの有効利用についても検討すること。」と、こういうように指摘をしておるわけでございますが、これについてはどのように考えられますか。お伺いをいたします。

○政府委員(石川弘君) 肥育期間の長期化の問題につきましては、すでに家畜改良増殖目標の中でもより短縮する方が経済的に高いということでも、そういうことをわれわれの施策としてもやっております。

りますし、また先ほどもちよつと申し上げましたような経済肥育のための実験事業等も実用化させておるわけでございますが、残念ながら農家の段階で肥育期間が長期化の傾向があるわけでございます。こういう点につきましては、今度の基本方針の中にも明らかにいたしますと同時に、それが県段階、市町村段階で着実に実行できるよう指導の体制を強くしていくと同時に、やはりこの背後には、サシ志向のようなないわば商品流通の面からするとこの誘導も必要でございますので、先ほど申し上げました格づけ問題その他の商品規格の問題にも前進を図らなければならぬと思つております。

それからそのほかの御指摘の中の自給飼料の向上問題、これはもう今回の政策の中でも最重要なこととしてございまして、極力購入型の飼料から自給飼料に転換させるための草地造成だとかあるいは飼料作物の導入といったようなことをこれも基本方針にうたいながら、各実地に実行できるような対策を考えてまいりたいと思つております。

○伊藤都男君 肉用牛の例の病気を防ぐことですね。これは非常に重要な懸案の一つと言われているわけですが、この行管の調査によりまして、ピロプラズマ病の発生が公共育成牧場に見られるというふうなことでいろいろ調査の結果を出しているわけでございますが、農水省としてこの事態をどのように把握をされておるのか、あるいはこの事故を防止するために今後どのような方向で臨もうとされておるのか、その点をお伺いをいたします。

○政府委員(石川弘君) ピロプラズマは、これはダニによつて媒介される病気でございまして、放牧時に大変これにかかるとによる事故がございまして、放牧時のピロプラズマ病による発病率は、五十四年度で見ますと四七%前後と大変高いわけでございます。これをやはり防ぎまんと、せっかく放牧してコストを安くしようと思つても事故がふえるわけでございますので、私もまず入牧いたします時期の衛生検査だとかあるいはピロプラズマ病の原虫を媒介しますダニの駆除が効果的であるということでも家畜保健衛生所が中心となりまして、その対策をやつてきているわけでございますし、まあダニの駆除をしますための防除用の器具の整備等につきましても助成をしております。さらに、先ほど申しました公共育成牧場に関する再編整備の中で、今年度からそれぞれの牧場に適した飼養管理プログラムというものを作成しまして、これによりまして放牧に伴う疾病防止を図るというための衛生対策もこの事業の中に入れてございまして、いろいろなことを考えておりますが、これはかねがね言われておりながら、なかなか効率が上がらない問題でもございまして、ひとつ本腰を入れて一つ一つの放牧地においてこれが実行できるようにやつていきたいと思つております。

○伊藤都男君 最後にお尋ねを申し上げますが、これは法案と直接関係ありませんが、いまま少議論されております例のL牛乳の問題ですが、これは何か三カ月ないし六カ月くらいもつというわけですから、これはもう北海道で生産されたものが沖縄まで自由に牛乳を流通させることができないと、こういうことで大変な問題ではないかと思ふのですが、これについて厚生省は衛生上特段問題はない、こういうような見解も明確にしているわけですが、これが本格的に出来るというところになりまして、さきさきいろいろ問題が出てくると思うのですが、これについて農水省としてこのL牛乳、一部では大企業ではもう生産をしているようですが、しかし、これはいまは特殊なところで流通されていると、こういうことを聞くわけですが、この問題について農水省として現時点においてどのようにこれを取り扱おうと考えておられるのか、お伺いをして終わります。

○政府委員(石川弘君) L牛乳につきましては、いろいろと過去においても問題がございましたが、現時点で厚生省が要冷蔵要件を外すかどうかというところで、特に最近また問題が顕在化したわけでございますけれども、わが国の場合は御承知のよう

うに、この大都市圏の周辺でも、たとえば東京の周りの千葉県でも茨城県でも、あるいは栃木県、群馬県でも大規模に酪農をやつていてというように、ほとんどの地域で実はフレッシュの牛乳を飲むと思へば飲める条件がございまして、それから消費者も牛乳に関しては基本的にフレッシュ志向でございまして、たとえば牛乳の日付がちょっと古いものになりますと大変売りにくいというようなこともございまして、一般論としますればフレッシュが主力であることは今後変わりがないと思ひます。フレッシュに対してはLの利点としては、たとえば船船用だとか、そういう面でフレッシュでは供給しがたいところ供給できるというメリットと、それから最近牛乳自身が他の乳飲料、乳飲料と申ししますか、他の飲料、たとえば豆乳だとかスポーツドリンクといったようなもので、主として自動販売機等の販売の場合に、フレッシュの場合に非常に競争がしにくくございまして、そういう面でも競合商品にかへつて駆逐されるといううな面もございまして、やつてないことが。

それからもう一つは、やり方次第では牛乳というのは需給調整がむずかしいわけでございますが、うまくやり方を使えば、これが需給調整の要因になるという、そういう面でのプラス面もあるわけでございます。しかし、逆の面で御心配する立場から申しますと、これがいま市乳が大変混乱をいたしておりますが、それをさらに混乱を拡大させる要因があるんじゃないかと、あるいはL Lそのものがまだ完全に安心できる製品ではない。たとえばビンホールといったような問題がありますとか、そういうような御議論もありまして、いまそういう面でのいろいろ御議論があるわけでございますが、これは要するにL自身はすでに生産は認められておるわけでございますが、これを要冷蔵要件を外すかどうかというところの論点があるわけでございますが、実は問題点の大半はLの要冷蔵かどうかということよりも、そもそもLをどう位置づけ、どのように生産並びに流

通するかということにかかるといふわけでございまして、Lのメリットを生かしながらそういう生産サイドあるいは流通、消費のサイドで利益のある使い方をすれば、Lのものが危険なものとは私どもは考えておらないわけでございします。

それはどういふことかと申しますと、たとえば現段階におきまして、Lにつきましては、生産者あるいはメーカー等が協議をいたしたいわばL三原則と称するようなのものがございまして、この中では牛乳というのはフレッシュというものをまず大原則にするとか、ロングライフミルクの海外からの輸入は反対するとか、要冷蔵要件は当分現行の取り扱いにしようとかいながら、必要に応じて協議をする、あるいは当分年間五万キロリットルの範囲内にとつたような、いろいろな生産者あるいはメーカー等の合意の上で動いていられるわけでございまして、私どもは、今度の問題も、やはり生産、流通、消費の方々がLのメリットを生かしながらやれるところはどこかというところが合意が得られれば、混乱なしにこの問題も解決できるのではないかと。たとえば先ほどちよつとお話のありました北海道の牛乳の問題一つとらえまして、北海道でLに詰めます原価が幾らだということが問題で大きくする可能性はあるわけでございします。そこが調整がとれておりますれば別段Lが北海道対内地の紛争の道具になるわけでもございせんし、そういういろいろな問題点を関係者が煮詰めた上で事柄が前進することが望ましいと考えております。

私も、そういう意味で、最近生産者あるいはメーカーの方々がそういうことをお話し合いになる場を設けてございまして、数日前そういう会合も開かれたわけでございしますが、そこではいろいろな論議がされてございまして、こういう論議が深まりまして、関係者が皆さん納得をするような形の上でこの問題が前進するように指導するつもりでございします。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発展もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御

異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま

す。

これより討論に入ります。

討論は両案を一括して行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。――別に御意見もないようですから、討

論は終局したものと認めます。

これより両案の採決に入ります。

まず、酪農振興法の一部を改正する法律案に賛

成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めま

す。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。川村君。

○川村清一君 私、ただいま可決されました酪

農振興法の一部を改正する法律案に対し自由民主

党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会

議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派共同

提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

大家畜生産の振興は、今後の牛肉、牛乳・乳

製品の需要の堅調な伸びに依るとともに、国

内草資源の有効活用とあわせ地域農業の展開、

農山村の振興を図る上で重要な課題となつてい

る。

よつて政府は、大家畜生産を我が国の土地利

用型農業の基軸として位置づけ、その積極的振

興を図られるよう次の事項の実現に万遺憾なき

を期すべきである。

一、牛肉生産の拡大と肉用牛経営の安定・合理

化を図るため、繁殖経営等の規模拡大、乳肉

めること。

二、牛肉の輸入自由化及び枠拡大要請について

は、本委員会における「農畜水産物の輸入自

由化反対に関する決議」に即して、国内の畜

産農家が犠牲となることのないよう対処する

こと。

三、酪農・肉用牛生産近代化計画の作成に当た

つては、肉用牛経営の地域ごとの実情に十分

配慮し、適切な振興合理化方策を明らかにす

るとともに、経営改善計画の認定、資金の貸

付けに当たっては、健全な経営の確保に十分

配慮した指導を行うこと。

また、畜産経営拡大資金については、資金

需要の実態に応じた融資枠の確保、借入手続

の簡素化等に努めること。

四、繁殖経営の安定に資するよう肉用子牛価格

安定事業の推進に必要な予算の確保及び乳用

雄子牛に係る加入率の向上に努めること。

また、これとあわせ、肥育農家に対する素

牛価格の安定対策の推進に努めること。

五、牛肉の流通合理化を一層推進するため、産

地食肉センター等の整備、部分肉取引の促

進、取引規格の改善、品質表示の普及等必要

な措置を講ずること。

六、酪農経営の固定化負債の整理等、経営体質

の改善強化を図るための各種施策を的確に実

施すること。

また、飲用牛乳の流通については、秩序あ

る取引と適正な価格形成が図られるよう適切

に対処すること。

七、合理的な大家畜生産の基盤となる粗飼料の

供給を確保するため、草地開発と田畑輪換使

用のための土地改良の推進、裏作の利用促

進、低未利用資源の活用、林間放牧の推進

等、地域の実態に応じた施策を積極的に推進

すること。

また、転作田による良質粗飼料の確保を図

るとともに、飼料用稲に関する試験研究を推

右決議する。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま川村君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めま

す。よつて、川村君提出の附帯決議案は全会一致をも

つて本委員会の決議とすることに決定いたしまし

た。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から

発言を求められておりますので、この際これを許

します。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子農林水産大臣) ただいまの附帯決議に

つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまし

て、十分検討の上、善処するよう努力してまいり

たいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、家畜改良増殖法

の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めま

す。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

鶴岡君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました家畜

改良増殖法の一部を改正する法律案に対し、自由

民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国

民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派

共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、家畜改良増殖事業の推進が、畜産の

振興及び農業経営の改善にとつて極めて重要で

あることにかんがみ、本法施行に当たっては、

次の事項に十分留意し、適切な措置を講ずべき

である。

一、家畜受胎移植については、その健全な発展を図るため、移植技術の開発・普及、技術者養成等に努めるとともに、特定近縁系統への集中等家畜改良に悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

二、家畜受胎移植については、健全かつ優良な受胎移植の確保が可能となるよう、その検査等につき十分指導するとともに、凍結保存・融解技術等の確立に努めること。

三、海外から輸入される家畜人工授精用精液及び家畜受胎移植の使用については、国内における家畜の改良増殖体制に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

また、優良遺伝子の導入が図られるよう、海外との情報交換や技術交流を積極的に進めること。

四、畜産経営の体質強化に資するよう、家畜改良増殖目標の達成のための各種施策を的確に推進すること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(下条進一郎君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。

よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子三三君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、両案の審査報告

書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子三三君) 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

沿岸漁場整備開発法は、沿岸漁業の安定的な発展等に寄与することを目的として昭和四十九年に制定されました。以来、同法に基づき、沿岸漁場整備開発計画を策定し、魚礁の設置等の事業を計画的に推進するとともに、漁業協同組合等による特定の水産動物の育成を図る事業の実施を推進してきたところであります。

しかし、近年、国際的に二百海里体制が定着してきたことに伴い、わが国沿岸漁場の生産力を一層増進することが必要となっており、

このため、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するとともに、沿岸漁業と釣りとの間の安定的な漁場利用関係の確保を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、栽培漁業の計画的な推進のための措置についてであります。

農林水産大臣は、栽培漁業の対象とする魚種について、その種苗の生産及び放流並びに育成に関する基本方針を定めることとしております。

また、都道府県は、国の基本方針と調和を図りつつ、当該都道府県の地先水面の実情に応じた基本計画を定めることができることとしております。

第二に、栽培漁業の効果の実証及びその普及を

図るための措置についてであります。

漁業者による栽培漁業の本格的実施を推進するためには、生産された稚魚を放流して漁業生産の増大の効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に對し普及する放流効果実証事業の効率的な実施を推進する必要があります。

このため、都道府県知事は、この事業の実施主体として、一定の要件を備える民法法人を、当該都道府県に一を限り指定することができることとしております。

第三に、沿岸漁場の安定的な利用関係を確保するための措置についてであります。

国民のレクリエーションとしての釣りが盛んになったことに伴い、沿岸漁場の利用をめぐる、漁業との間で紛争が見られるようになっております。

このため、漁業協同組合等と釣り船業者団体等との間で漁場利用協定の締結が促進されるよう都道府県知事は勧告をすることができるとすることとするとともに、当該漁場利用協定の遵守について紛争が生じた場合にあっせんをすることができるとすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決をいただきますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○政府委員(松浦昭君) 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法を提出いたしました理由につきましては、は、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、目的規定の改正についてであります。

目的規定につきましては、沿岸漁場の生産力の増進を図るという観点から、栽培漁業の計画的な

つ効率的な推進に関する措置及び沿岸漁場の安定的な利用関係の確保に関する措置を加える等の改正を行うこととしております。

第二に、栽培漁業の計画的な推進のための措置についてであります。

農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、魚介類の稚魚の生産、放流及び育成に関する基本方針を定めなければならないものとすし、基本方針においては、栽培漁業の推進のための基本的な指針と指標、技術の開発に関する事項等を定めることとしております。

また、都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、国の基本方針と調和を図りつつ、基本計画を定めることができることとしております。この基本計画においては、栽培漁業を推進することが適当な魚介類の種類、その種類ごとの稚魚の放流量の目標、技術の開発、漁業協同組合等が実施する特定の水産動物の育成を図る事業に関する事項等を定めることとするほか、放流効果実証事業に関する事項を定めることができることとしております。

第三に、放流効果実証事業についてであります。

都道府県知事は、基本計画に放流効果実証事業に関する事項を定め、業務実施計画に基づいて、稚魚の放流等を行い、当該放流によつて漁業生産の増大の効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に對し普及する事業を実施する民法法人をその申請により、当該都道府県に一を限り指定することとすることができることとしております。

この場合、都道府県知事は、放流効果実証事業が適正かつ確実に実施されることを確保するため、その指定を受けた民法法人に対し、当該事業に協力する者が任意に拠出した協力金の収支に関する事項を含む事業報告書を提出させるとともに、業務の方法の改善命令等必要な行政上の監督を行うことができることとしております。

第四に、漁場利用協定についてであります。

漁業協同組合等と釣り船業者の団体等が、漁場

の安定的な利用の確保に必要な事項の遵守につき、それぞれの団体の構成員を指導すべきことを内容とする漁場利用協定の締結をしようとする際に、相手方が交渉に応じないときは、都道府県知事に対し、交渉に応ずべき旨の勧告をするよう申請することができることとしております。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該相手方に対し、交渉に応ずべき旨の勧告をすることができるとしております。

また、漁場利用協定の遵守につき紛争が生じた場合には、都道府県知事は、あつせんをすることができるとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(下条進一郎君) 次に、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○国務大臣(金子岩三君) 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金の額は、それぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておられません。この間における物価上昇等経済事情の変動には著しいものがあり、両法の罰金の額は現在の経済事情等に必ずしも適合したものとなっております。また、栽培漁業の進展に伴い、密漁等両法の違反が多発しており、その発生を防止することが緊要となっております。

このため、漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金の額等について所要の改正を行うことと

し、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金及び過料の額をそれぞれ十倍に引き上げることとあります。

第二に、漁業法及び水産資源保護法の規定に違反した者に科する没収の対象として、水産動植物の採捕の用に供される物を加えることとあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び改正内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十九日)

一、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案
二、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

昭和五十八年五月二十三日印刷

昭和五十八年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局